

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	電子行政の推進に向けた、国民一人一人を特定する記録と、他の管理記録との関連付けに関する提案について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>全国共通の本人確認ができるシステムとして住民基本台帳ネットワークシステム（以下、住基ネット）が構築されておりますが、現在、住基ネット上で国民が利用できる情報は、住民基本台帳に記載される氏名・生年月日・性別・住所等の情報に限られ、厚生年金の支払記録の確認や不動産登記内容の確認はできない状況にあると認識しております。</p> <p>この要因の一つとして、住民基本台帳の情報が、基礎年金番号や固定資産課税台帳の内容と直接的に関連付けられていないことが挙げられます。</p> <p>一方、ブロードバンド環境の整備により、自宅等から容易に住基ネットに接続できる環境が整いつつあります。</p> <p>このようなICT環境を用いれば、より多くの住民サービスを自宅に居ながら享受できるようになると考えられるなか、各種情報が関連付けられていないことによって実現できず、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・国民一人一人を特定する記録（住民基本台帳等）と、他の管理記録との関連付けの不在
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>電子政府を実現するうえでのベースとなる仕組みとして、国民一人一人を特定する記録（住民基本台帳等）と、他の管理記録とを関連付ける仕組みの導入を提案します。</p> <p>例えば、住基ネットを活用する場合、住民票に記載する情報に「基礎年金番号」・「納税者番号」等を加え、住基ネット上で取り扱えるようにすることで、住基カードでの本人確認により、全国どこからでも年金情報や納税情報を確認できる環境が整い、住民サービスの向上に寄与するものと考えます。</p>

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	通信線敷設工事に伴う許可申請窓口の一元化に関する提案について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>道路法第32条により、道路に通信線を敷設する際には、道路管理者の許可（以下、道路占有許可）が必要であり、また河川法第24条及び第26条により、河川区域内での土地占有や工作物の新築等の際には、河川管理者の許可（以下、河川法許可）が必要であります。</p> <p>なお、道路管理者については、国道のうち指定区間内は国土交通省、それ以外の区間は都道府県もしくは指定された市、都道府県道は都道府県、市町村道は市町村であり、河川管理者については、一級河川は国土交通省、二級河川は都道府県となっております。</p> <p>このようななか、道路占有許可・河川法許可ともに、当該道路もしくは河川管理者ごとに申請を行う必要がありますが、国道の指定区間内における申請等において一部電子化されているものの、大半は窓口での書面申請が必要であり、また当該道路もしくは河川管理者ごとに必要な書類や申請の考え方等が異なっている状況にあります。</p> <p>これは、直接的にICT利活用を阻害しているものではありませんが、電気通信事業者によるインフラ整備において、時間やコストを要する一つの要因となっていることから、手続きの効率化・簡素化等が実現することで、結果的にICT利活用の向上のための環境整備を加速化することに資するものと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第32条 ・河川法第24条、第26条 ・道路占有許可電子申請システムの申請対象が一部国道に限定されている点
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>道路もしくは河川管理者ごとに異なっている道路占有許可・河川法許可時に必要な書類や申請の考え方等の統一化とともに、一元的な電子申請システムの構築（あるいは、既存の道路占有許可電子申請システムの全申請への拡充）を提案いたします。</p> <p>これにより、電気通信事業者によるインフラ整備における工期短縮、業務処理の効率化が図られるため、お客様への迅速なサービス提供等に繋がります。</p>

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	テレワークの推進に向けた、労働基準法の見直しに関する提案について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>労働基準法第109条において「使用者は賃金計算の基礎となる事項を都度記録する旨」規定され、労働基準法施行規則第5条第1項の2において、「使用者は労働契約締結に際し、就業の場所を明示する旨」規定されております。</p> <p>テレワークを行う場合、勤務と休憩の区別を明確にしづらく、使用者が労働時間を的確に把握・記録することができないうえ、就業の場所を予め明示しておくことも困難であります。なお、労働基準法第38条の2に基づくみなし労働時間制を採用する場合であっても、休日・深夜勤務に係る割増賃金を計算するための労働時間の把握・記録が必須となります。</p> <p>ブロードバンド環境の整備や仮想化技術の進展、シンクライアントPCの充実等によって、格段にテレワークを行うためのICT環境が向上しているなか、前述の規定等によりテレワークの普及が進みにくい状況にあり、結果的にICT利活用の阻害要因にもなっていると考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法 ・労働基準法施行規則
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ICTを活用したテレワークに関して、労働契約締結の際に明示する内容の緩和、勤務管理の柔軟化等、使用者及び労働者協議のうえ、双方が納得できるルールの導入が可能となるよう見直すことを提案いたします。</p> <p>テレワークの普及により柔軟な勤務形態が実現することで、労働者にとっても通勤に係る負荷軽減等に繋がり、ひいては個人生活の更なる充実に寄与するものと考えます。</p>

意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
1. 項目	個人情報保護に関するガイドラインへの要望について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>個人情報保護法施行以降、事業者及び個人の同法に対する理解不足や誤解等により、個人情報を過剰に保護する事例が散見されております。</p> <p>ICT利活用を行ううえで、個人情報やプライバシーの保護に十分配慮することが必要ですが、一方で誤解や過剰反応は、今後のICT利活用の阻害要因になりかねないと考えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護に関するガイドライン
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>既存の個人情報保護に関するガイドラインの周知徹底により、事業者及び個人における個人情報保護に関する理解を高めていただくとともに、今後、新たなICT利活用策が提案された際には、誤解や過剰反応が生じないよう適宜ガイドラインの策定・周知等を実施いただくよう要望いたします。</p>

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	教科書における媒体の制限および検定に関する制度の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>教科書は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であり、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するもの」と定義されている。（教科書の発行に関する臨時措置法 第2条）</p> <p>教科書を制定する際には、紙媒体であることと文部科学省の認定を受けることが求められており、デジタル化された教科書は想定されていない。</p> <p>教科書をデジタル化して提供することは、これからの児童の勉学の幅を広げ、教育の質を向上させるとともに、次世代の担い手を創出することになると考えられるが、このような制約があることで困難な状況となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>教科書の発行に関する臨時措置法</p> <p>教科書検定の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育法 第34条、第49条、第62条、第70条、第82条 ・ 文部科学省設置法 第4条第10号 <p>教科書検定の申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書検定規則 第4条 <p>教科書検定の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教科用図書検定規則 第3条 ・ 義務教育諸学校教科用図書検定基準 ・ 高等学校教科用図書検定基準
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>今までの学びは、一斉学習で進度を同期するものであり、改善が求められる。電子教科書は、児童生徒の個々の学力と進度に応じた個別学習が可能など効果的に活用できるものである。</p> <p>教科書として紙媒体の図書だけでなく、デジタル化された書籍を使うことを容認し、デジタル化された書籍でも文部科学省の認定を受けられるようにすることが必要である。</p>

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	教科書に収載されている著作物の電子教科書への転用の許諾
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	教科書に収載されている著作物は、紙媒体として利用許諾を得たものであり、電子教科書での利用については想定されておらず、電子教科書で利用するためには、多数の権利者から許諾を得る必要がある。 また、電子教科書においては、著作者から、著作物の利用許諾条件として著作権保護技術が施されていることが必須になることもある。 電子教科書での著作物の利用に関するこのような制限が、電子教科書の展開を阻害している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法 第33条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	紙媒体の教科書では、児童に勉強への興味を持たせるために、著作物としての写真や絵画などを活用している。電子教科書では、写真や絵画の情報は、より鮮明にリアルな状態での提供が可能であり勉強の効果が高くなる事が見込まれる。 電子教科書での著作物の利用については、紙媒体の教科書において著作物の利用を許諾された物を特例的に利用できる制度や著作権法上第33条のように、文化庁が決めた補償金を支払えば著作物を使用できる制度等の整備が望まれる。

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	eラーニングにおける学校教育関係の著作権の権利制限緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT技術と超高速ブロードバンドの急速な発展と低廉化により、高等教育機関等において、マルチメディア教材を活用したサーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育（eラーニング）が本格的に普及しつつあり、今後は初等・中等教育における電子教科書の普及および生涯学習の広がり等により、遠隔教育がますます発展するものと期待されている。</p> <p>しかし、面接授業はもちろんのこと放送や有線放送等でも認められている著作権の権利制限（複製等の特例）が、サーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育遠隔授業の場合は、学校や非営利の教育機関で、かつ、授業を受ける者が特定小教であったとしても適用されないとされている。このため、新たな著作権料の費用負担が発生することや、授業担任者が不得手な権利許諾処理に労力と時間を費やす必要があることから、学校等ではeラーニングがなかなか普及しない状況である。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）2項では「公表された著作物については、（中略）当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を『同時』に受ける者に対して公衆送信を行うことができる。」となっており、『同時』を条件にしているため、サーバー蓄積型およびダウンロード型の遠隔教育では著作権の権利制限（特例）は適用されないとされている。</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>平成15年に著作権法第35条2項が改正された際の文化庁文化審議会著作権分科会審議の議論では「権利者側からは、送信された著作物の無断再利用等の危険性、学習者の増大による権利者の利益に対する影響について懸念する意見があったが、報酬請求権の対象とする方向であれば検討の余地があるとの意見もあった。」とされている。</p> <p>このうち、「無断再利用等の危険性」という懸念は、その後の飛躍的な進展を遂げた高度コンテンツ保護技術や本人確認認証技術を利用するなどの具体的な対策を著作権法の技術細目等で規定するなどして解決することができる。一方、「学習者の増大による権利者の利益に対する影響」については、権利許諾処理の労力や手間に関して授業担任者が直面する問題を鑑みると、許諾権を制限して報酬請求権の対象にする方法も有効な解決策と考える。</p> <p>いずれにしても、関係する権利者団体および教育機関団体の双方が参加する研究会を設置し、有識者を交えた議論や技術的な実証実験を行うなどして、著作権法の改正案並びに権利者および教育機関の双方が認める標準的なガイドラインを作成すべきと考える。</p>

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	映像コンテンツの流通を促進するための制度緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>光の道が実現することにより、映像コンテンツの利用（視聴、配信等）が促進されると考えられる。しかし、絵画の所有権は自分が持っている、著作権は絵画を描いた人が持っている場合があり、その絵画を撮影し、インターネットで配信してしまうと公衆送信権の侵害になってしまう可能性がある等、ICTを利活用した映像コンテンツの利用には、権利処理が煩雑となるため、映像コンテンツ流通促進の妨げとなっている。</p> <p>(例) 人物が写っている動画コンテンツ（映画除く）を営利目的で運営されているサイトに投稿するために必要な権利処理：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出演者の許諾（肖像権、著作者隣接権、著作者人格権等） ・ 動画を撮影した撮影者の許諾（著作権、著作者隣接権等） ・ ストーリーを作成した脚本家の許諾（著作権） ・ 映像に写りこんだ他人の著作物がある場合には、当該著作物の著作権者からの許諾（著作権）等々 <p>尚、公表された著作物は引用して利用することができる（著作権法第32条）が、引用可能な範囲が明確でないため、利用促進を制限する要因となっている。</p> <p>また、著作権法第38条で、「公表された著作物は非営利・無料・無報酬の条件を満たした場合、著作権者に許諾を得ることなく上演や演奏（同第22条）、上映（同第22条の2）、口述（同第24条）することができる」とあるが、「公衆送信（同第23条）や複製（同第22条）」については認められておらず、著作者の許諾を得る必要がある。他にも、「美術の著作物の所有者はその原作品により公に展示することができ（同第45条）、当該行為については著作者が公表の同意をしたものと推定される（同第18条2項）」旨規定されているが、これは「所有者が自己の所有物の展示にあたり、その都度著作権者の許諾を得なければならないとすると、大幅に所有権が制限される結果となるため、調整規定が設けられて」（出典：実務者のための著作権ハンドブック第6版）いるものである。しかし、公衆送信（同第23条）について同様の規定がないため、ICTを用いて自己所有の美術の著作物コンテンツを公表する際には、やはり著作権者の許諾を得る必要がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第18条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第28条、第32条、第38条、第45条
4. ICT利活用を阻害	音楽の著作物のように、映像コンテンツについても一括で権利処理できる非営利団体を設立し、複数にまたがる映像コンテンツの権利処理の一元化

する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	を図る。また、映像についても引用できる範囲（著作権法 32 条）をガイドライン化し、明確にすることで利用促進を図る。
-------------------------	--

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	固定電話における0AB～J番号提供条件の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、0AB～J番号の提供条件として、固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することとされているが、これはメタル線を利用したアナログおよびISDNサービスを想定した提供条件であり、IP化が進む昨今においては固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することの意義が見当たらない。また、0AB～J番号が担っている地域識別性に関しては、依然として広く利用者から期待されているところと考えるが、方形区画番号数(562)は過剰に分割されており、各県単位以上の詳細な区画分けが果たしてニーズとして存在しているのかは疑わしいと思われる。それにも関わらず、前述の提供条件を満たすための設備投資は通信事業者にとってボトルネックとなっており、結果的に0AB～J番号を使用したサービスの普及を阻害している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電気通信番号規則第9条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ある程度の地域識別性は依然として期待されていることから、方形区画を県単位とする見直し、加えて方形区画内における固定端末系伝送路設備と番号割り当ての論理的適合をもって提供条件を満たす、とする電気通信番号規則の変更が必要と考える。

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	固定電話における 0AB～J 番号品質基準の見直し
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、0AB～J 番号を使用する IP 電話の品質基準は、端末設備相互間における総合品質（総合音声伝送品質（R 値）および遅延時間）として、規定されている。</p> <p>上記品質基準に関して、アナログ固定電話と同等の品質を維持すべきものとされているが、これは携帯電話相当より厳しい閾値となっている。通信事業者が新たに 0AB～J 番号を使用する IP 電話のサービス提供を考える際に大きな障害（技術基準に適合するための設備投資等）となっており、延いては 0AB～J 番号を使用する IP 電話サービスの新規参入および普及を阻害していると思われる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	昭和 60 年郵政省告示第 228 号「事業用電気通信設備規則の細目」第 4 条
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	現在、携帯電話の国内契約台数が 1 億 2000 万を超え、固定電話、IP 電話の約 2 倍となっており、もはや国民が音声通信に期待する品質基準は、携帯電話相当で満たしていると考えられるため、当該制度の見直しを行い、広く IP 電話の普及促進を促すべきと考える。

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	市区町村住所情報の全国一元管理とコード化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在の住所と呼ばれるものは、「地番」や「住居表示」「公称住所」等様々な基準があり、一元化されていない。そのため、ICT 利用者の新サービスへの申込時、住所変更時、また他のサービスへの移行時等において書類不備の原因となっており、ICT 促進の大きな妨げとなっている。また、国土地理協会が町・字の単位までコード化し管理しているものの、各自治体に国土地理協会への報告義務はなく、国土地理協会の知りうる範囲での対応となっている。</p> <p>また、通信事業者が基地局等の登録免許を申請する際に、住所不備で時間がかかることも多々あるが、住所が一元化されておらず、自治体によっては住民以外に非公開とする住所もある中で、住所を文字表記で申請を受けること自体が、より早く、より快適に通信を利用したいという利用者の求める実態に逆行していると言わざるを得ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	住居表示に関する法律等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICT 促進をしていく上で、情報のコード化は必須であるのに対して、住所情報においては大きく管理体制が遅れていることを鑑み、新法をもって全国の住所情報を番地・号単位まで全てコード化することが望ましい。こうした住所情報のコード化が、広く国民に認知されることで様々な分野でのICT 促進に大きく寄与できるものとする（郵便番号に代わる、より詳細なコードの管理と促進をすべき）。

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	消防機関における緊急通報の受信体制の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在の消防機関は、各市区町村の自治体にて組織されているため、緊急通報の受信設備の構築面において様々な形態がとられている（指令制御設備有、商用PBXのみ、一般電話機のみ等）。このため、消防庁における消防指令設備の高度化が提唱されている現在においても、消防庁には指導・助言の権限しか与えられておらず、各自治体に対する強制力がない。また、政策の促進は自治体の財政状況に大きく左右されることとなっており、緊急通報、救急医療のICT促進の妨げとなっている。</p> <p>加えて、0AB～J番号および携帯・PHSを使用したサービスを通信事業者が提供する際には電気通信番号規則および事業用電気通信設備規則上、緊急通報受理機関への接続が義務付けられているが、接続を受ける消防機関側の財政状況により接続の可否が分かれるため、市民のための多様なサービスの提供に大きな障害となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	消防組織法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国民に広くあまねく享受されるべき緊急通報を取り扱う機関に関しては、警察機関のように一元化の受信体制が望ましい。また、緊急通報設備のICT化導入および維持に関して国費にて対応を行うことで、ICT促進が確保され则认为る。

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	電子投票の国政選挙等への拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、選挙の投票はほとんどの場合、投票用紙に候補者の氏名・政党名を記載することになっている（地方自治体によっては、候補者名に○をつける）が、開票作業や疑問票の扱いに、多大な労力と時間を要している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公職選挙法 第6章関連 （参考：地方公共団体の議会の議員および長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	一部地方自治体にて導入が開始されている投票所内電子投票を、国政選挙等へ採用することにより、開票・集計時間の短縮、正確性が担保される。また、インターネット等を利用した遠隔投票についても導入することにより、投票率の向上も期待できる。

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	医薬品のインターネット販売規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	一般用医薬品の販売については、薬剤師または登録販売者による対面での情報提供義務があり、第3類医薬品を除くすべての一般用医薬品の通信販売（インターネット、郵便、カタログおよび電話等による販売）が禁止されている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法第36条の6、第37条 薬事法施行規則第15条の4第1項、第141条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	動画と音声による双方向通信（TV電話通信）を利用することで、一般用医薬品に関する情報提供義務は全うできると考えられる。 一般用医薬品を販売する店頭に設置した情報通信機器によるTV電話通信または一般用医薬品を販売するサイト上でのTV電話通信を利用して、購入者に必要十分な情報提供を行うことができれば、対面販売を義務付ける必要はなくなると考える。 あわせて、TV電話通信を利用した一般用医薬品の販売を行う際は、厚生労働省、総務省等各所管省庁で制定されている複数の個人情報保護に関するガイドラインの遵守が必要となるため、これらのガイドラインの統合が望まれる。

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	遠隔医療に関する診療報酬等の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>遠隔診療を行うにあたって、医師対医師のケースに関しては診療報酬の上乗せ等がなされているが、医師対患者のケースは診療報酬の対象にならない状況にある。</p> <p>また、治療行為以外の遠隔医療は国民の健康維持や病気の予防による医療費削減効果が見込まれるため、普及を促進すべきものと考え、</p> <p>(1) TV 電話通信等を用いた予防・健康相談等は診療報酬の対象にならない</p> <p>(2) (1) に用いる設備維持費についても診療報酬の対象とならないなど医療機関が遠隔医療を行うインセンティブがない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>医師法第 20 条</p> <p>診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>遠隔診療および予防的な遠隔医療であっても、対面診療に準ずる診療報酬等を定めるべきと考える。さらにそれらに必要な機材の購入、インフラ維持費等に対応する診療報酬等の加算も行うべきと考える。</p>

意見提出者	ソフトバンクＢＢ株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	医療現場における携帯電話端末の利用規制の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>「携帯電話端末による心臓ペースメーカー等の植込み型医療機器への影響に関する調査結果」にて、第3世代携帯電話端末（以下、「3G端末」という。）が、医療機器の動作にほぼ影響を与えないという報告が出ているにもかかわらず、第2世代携帯電話端末（以下、「2G端末」という。）の存在を理由として、利用規制は改定されていない。</p> <p>2G端末と3G端末が一律に規制されていること自体に問題があり、こうした規制により、治験スタッフ（CRC、事務局等）、製薬会社、MR、モニター等、リスクの高いエリアに行くことのないスタッフでも、院内での3G端末による通信が出来ない。</p> <p>このことが、製薬会社、薬剤部、治験管理センターへのスマートフォンやタブレット端末等の導入をためらわせている場合がある（一律に院内での利用を禁止している医療施設が多い）。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	各種電波利用機器の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針（平成17年8月策定、平成22年5月改訂）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>2G端末の存在を理由として、「携帯電話端末及びPHS端末の電波が植込み型医療機器へ及ぼす影響を防止するための指針」では「植込み型医療機器の装着者は、携帯電話端末の使用及び携行に当たっては、携帯電話端末を植込み型医療機器の装着部位から22cm程度以上離すこと。」とされているが、現在の携帯電話端末は、ほとんどが3G端末（2010年4月末時点で携帯電話全体の98%）である。3G端末は800MHz帯のCDMA2000 1x/CDMA2000 1xEV-DOで、8cm以内、そのほかは3cmまで近づけないと医療機器の動作に影響を与えない、という調査結果もあるため、「携帯電話端末」と一括りにされている同指針を周波数帯や通信方式による分類で記述されるように改定すべきと考える。</p> <p>以上の措置により、手術室、ICU等リスクの高いエリアを除き、3G端末の利用規制を緩和すべきである。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	電子商取引における不正アクセスに際しての消費者保護の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、不正アクセスに関する法制度化では、事業者は保護されていても、消費者は保護されていない。</p> <p>なりすまし（IDの窃用）によって本人以外が何らかの購入等を行った場合、その支払い責任は、多くの場合においてなりすましをされた本人にあるものとされている。事業者には損害がないどころか、不正購入によって売上が増えるため、防犯意識は希薄である。</p> <p>また、不正アクセスの状況を確認できるのは事業者のみで、消費者からは確認できないため、不正アクセスがあったとする虚偽の説明によって架空請求が行われた場合、消費者には対抗できる材料がない。不正アクセス被害を告訴できるのは事業者のみであるため、消費者は警察に頼ることもできない。</p> <p>これでは、消費者は安心して電子商取引を利用する事ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>不正アクセス禁止法 民法（第五章等、契約関係） 消費者契約法 第10条 経済産業省 電子商取引及び情報財取引等に関する準則</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>なりすましによる購入等は、本人には支払い責任がないものとすべき。</p> <p>偽造・盗難キャッシュカードによる被害の救済を目的とした預金者保護法の立法精神は、本件にも通ずると考える。</p> <p>不正な購入等が行われる電子商取引は、ほぼ全てがデータ販売やサービス提供などの無形のものである。事業者には商品個々の仕入れが無い場合、販売代金が得られなかったとしても、直接的な損害はない。併せて、事業者が販売実績に応じてデータ製造元等へ支払う代金についても、犯人からの賠償金が得られるまでは留め置くものとするれば、被害金額を補填する預金者保護法と比べても事業者の負担は少なく、実現可能な制度であると考えられる。</p> <p>また、不正な購入だけでなく、利用者の使用するデータが改竄等を受けた被害に関しても、事業者にはその復旧に努める義務があるのが望ましい。</p> <p>これらの施策によって、事業者の防犯意識と消費者の安心感は高まり、安全なICT利活用が進むものと考えられる。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノブロッキングによる ISP 利用料高額化・通信障害
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2010年7月、内閣は児童ポルノ配布サイトへのアクセスに対して、ISPによるブロッキングの自主的導入の促進を行うことを決定した。名目こそ「自主的」となっているものの、行政の監督権が強い国家制度上、これは強制に等しい。</p> <p>ブロッキングには専用のシステムを導入する必要がある。導入に多額の費用がかかる上に、通信内容の解析や操作のを行うため、通信品質を低下させることは業界団体の調査により明らかとなっている。児童ポルノとは一切関係がない、正当なウェブサイトへのアクセスすらも阻害されることもあるとされる。(出典：児童ポルノ流通防止協議会「ブロッキングに関する報告書」2010年3月。安心ネットづくり促進協議会「児童ポルノ対策作業部会 最終報告書」「ISP 技術者サブワーキング報告書」2010年6月8日。)</p> <p>ISPは民間営利企業である以上、ブロッキング費用は利用者から徴収するほかに、利用料金の高額化は避けられない。その上で品質低下、通信障害、表現の自由の侵害、通信の秘密の侵害、およびプライバシーの侵害が起こるため、利用者には不利益しかない。</p> <p>これでは、通信が阻害されている場合は当然ながら、それだけでなくも安心してインターネットを活用することができない。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	犯罪対策閣僚会議決定 児童ポルノ排除総合対策
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ブロッキングの促進を撤回すべき。

意見提出者	個人
1. 項目	規制緩和どころか国が行う憲法無視の規制強化について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	通信の秘密と言う憲法に規定されている事項を無視する警察の動き
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童ポルノを対象としたブロッキングが導入される。閣議決定ではどの省庁にも属さない中立な組織がリストを作成とあるにもかかわらず蓋を開ければ警察の息のかかった組織。児童保護が目的ではなく検閲や思想の取り締まりと思われても仕方ないだろう。ブロッキングはいくつかの先進国で違憲判決が出ているにもかかわらずそれを無視した責任は重い。
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	また児童ポルノは現行法ではあまりに曖昧である。ブロッキング対象になるものを具体的にあげるべきである。また通信の秘密を厳守することを記載して警察をはじめ各省庁・(規制派団体・宗教団体)の影響力を排除。すべきである

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノを口実とした検閲であるサイトブロッキングの中止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、海外ではブロッキングは検閲による通信の秘密や表現の自由の侵害、合法サイトのオーバーストッピングなどさまざまな問題を生んでおり廃止に向かいつつあるところも増えてきているが、日本ではなぜか規制しようということで憲法を全く無視して児童ポルノを規制したいとする人々が政府決定にもかかわらず自主規制と称してブロッキング実施に向け動いており、現在のICTのメインストリームであるインターネットの利活用を著しく阻害しようとしている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>いかなる理由でも、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定する。</p> <p>憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むこと、及び、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な著作権検閲やサイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討する。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されている。</p> <p>また、東京都等の地方自治体が、青少年保護健全育成条例の改正により、各自治体の定める理由に該当する子供の所持する携帯フィルタリングの解除を認めず、違反した事業者に対し調査指導権限を自治体と与え、携帯フィルタリングの実質的な完全義務化を推進しようとしている。</p> <p>しかし、そもそも、フィルタリングサービス・ソフトであれ、今のところフィルタリングに関するコスト・メリット市場が失敗していない以上、かえって必要な事は、不当なフィルタリングサービス・ソフトの抱き合わせ販売の禁止によって、消費者の選択肢を増やし、利便性と価格の競争を促す事であった事である。一昨年から昨年にかけて大騒動になったあげく、ユーザー・ネット企業・メディア企業から反対意見が多数であったにも拘らず、利権に絡んでいる一部の人たちの思惑のみから成立した現在の青少年ネット規制法による規制は、一ユーザー・一消費者・一国民として全く評価できないものであり、速やかに法律の廃止が検討されるべきである。</p> <p>また、東京都等の各地方自治体が推進する子供の携帯フィルタリングの実質的な完全義務化について、このような青少年ネット規制法の精神にすら反している行き過ぎた規制の推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられ、同じく不適切なその他の情報規制推進についても合わせ、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年ネット規制法（正式名称は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」）</p> <p>各地方自治体の青少年健全育成条例の改正検討（東京都の条例の正式名称は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年ネット規制法の廃止 ・廃止するまでに於いても、規制を理由にしたフィルタリングに関する不当な便乗商法に対する監視を政府において強め、フィルタリングソフト・サービスの不当な抱き合わせ販売について独禁法の適用を検討する。 ・東京都等の地方自治体における青少年保護健全育成条例の改正の検討に対し、その不適切な情報規制推進について、地方自治体法第245条の5に基づき、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出す。

意見提出者	特定非営利活動法人 日本オンラインドラッグ協会
1. 項目	医薬品のインターネットを含む通信販売規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>2006年の改正薬事法に基づく改正薬事法施行規則が2009年2月6日に公布されましたが、この改正により、今まで認められていた郵便その他の方法（郵便、カタログ、ちらし、インターネット等）を通じた医薬品の販売については、2009年6月1日より第3類医薬品を除いて販売禁止となっています。ただし、経過措置として平成23年5月31日までの間は、①薬局及び店舗がない離島の居住者に対して販売する場合、②改正省令の施行前に購入した医薬品を改正省令の施行時に現に継続して使用していると認められる者に対して同一の薬局又は店舗が同一の医薬品を販売する場合に限って、第2類医薬品等の郵便等販売が可能となっています。</p> <p>(1) 2009年6月以降、インターネットで通信販売を行っていた薬局等のもとに、消費者から通信販売継続を求める声が、当協会あてに多数届いています。特に、外出困難な方をはじめとして自分にあつた医薬品を購入できないことで健康の不安を感じている方が多く、国民の健康維持に観点から問題が生じます。</p> <p>(2) また、薬局等にとっては、2009年6月の医薬品売上は前月比62%も減少し、2300人もの方に対して販売をお断りし、以後1年以上にわたり、のべ28000人もの方へ販売を断り続け、省令施行後1年以上たった今でも1日100人前後の方へ販売を断らざるを得ないという事例が生じるなど、企業経営に甚大な影響を及ぼしています。特に重要な販路を奪われてしまった中小の薬局等にとっては事実上経営が成り立たなくなるほどの影響が生じています。</p> <p>(3) 医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者にも多数寄せられており、インターネットモール事業者による販売継続を求める署名も150万を越えたと発表されています。また、「ハトミミ」に寄せられた第1回集中受付月間（本年1月18日～2月17日受付）の意見のうち約4割が、本件に関するものでした。こうした事態からは、規制導入の決定過程で国民的な議論が不足していたのではないかとこの疑念が拭えません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>薬事法第36条の5及び第36条の6</p> <p>薬事法施行規則第15条の4（第142条において準用する場合を含む。）、第159条の14、第159条の15及び第159条の16</p> <p>薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条</p> <p>薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>医薬品通信販売の再開は、国民の医薬品購入経路の選択肢を広げ、ひいては国民の健康維持向上につながることから、医薬品についても情報通信技術を活用した通信販売が早急に再開となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきです。</p> <p>国民が自らの健康維持を行うためには、個々人によって異なる健康状態や環境に細かく応えられる供給体制が必要であり、情報通信技術を活用した</p>

	<p>医薬品通信販売は、その実現に貢献することは明らかです。また、中小企業が情報通信技術を活用し、あらたな事業活路を見出すことは、結果的に日本経済の底上げにつながるため、日本の国際競争力確保の観点からも、情報通信技術を活用した方向性を、政府主導にて推し進めることを期待します。</p>
--	--

意見提出者	個人
1. 項目	日本ユニセフ協会の運動の改善
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>日本ユニセフ協会は、「子どもポルノ」、「準児童ポルノ」という言葉を作り、「実在しない児童の性を扱う創作物」を被害児童が実在する「児童ポルノ」と混同させ、それら創作物の単純所持禁止をはじめとする規制推進運動を行っている。過去には「実在しない児童の性を扱う創作物」を「児童ポルノ」の定義に含めるよう求めていたこともあり、日本ユニセフ協会の運動が「それら創作物を児童ポルノと同様の扱いとすること」を目的としているのは明らかである。</p> <p>そもそも創作物に登場する人物の年齢を絵から特定することは不可能であるので、児童に見える者を対象に含めれば、非常に広範囲の創作物が対象となる。現状、児童ポルノについては、ブロックング等憲法違反とも言える非常に厳しい対策が検討されている。それら創作物まで児童ポルノと同様の扱いを受け、さらにブロックングや単純所持禁止ということになれば、情報は限られたものしか流通せず、国民は不当に権利を侵害され、日本の経済にとっても弊害となることは明らかである。被害者の存在する児童ポルノへの対応もおざなりになり、本来の目的である「被害児童の保護・救済」は忘れ去られるだろう。</p> <p>「児童保護」の名目で集めた募金を使用し、「実在する児童の保護」とは全く関係のない、実現すれば公益に反するだけの行為を推進する日本ユニセフ協会の運動は「特定公益増進法人」の名にふさわしいものではない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>所轄省庁が公益に反する運動をしないよう監督する。</p> <p>それでも運動を続ける場合は、公益認定を与えない。又は特定公益増進法人の認定を取り消す。</p>

意見提出者	ディーコープ株式会社
1. 項目	<p>会計法及び地方自治法における一般競争入札の入札方式として「競り下げ方式」を導入するために「競り」の解釈を拡大する。</p> <p>また、その入札開札においてインターネットによる競り下げ入札制度を活用し、リアルタイムな入札環境を構築し効率的な運営を図る。</p>
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>平成 22 年 7 月 6 日に閣議決定された「公共サービス改革基本方針」における公共入札にインターネットを活用した「競り下げ方式」導入を検討するに際して、現状、会計法及び地方自治法では入札方式として「競り下げ方式」が明記されていないため、「競り下げ方式」にて業者選定を行った調達案件は、一般競争入札を行ったとみなされず、選定業者とは随意契約を行わざるを得ない状況にある。よって「競り下げ方式」を導入するためには、会計法及び地方自治法のせり売りの規定をせり買いもできるように拡大すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>【会計法】</p> <p>第二十九条の五 第二十九条の三第一項又は第五項による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合において競売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。</p> <p>② 【同上】 (新設)</p> <p>【予算決算及び会計令】</p> <p>第九十三条 契約担当官等は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、本節の規定に準じ、せり売りに付することができる。 (契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第百条の二 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>二 せり売りに付するとき。</p> <p>三・四 【同上】</p> <p>2・3 【同上】</p> <p>【地方自治法】</p> <p>第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p> <p>【地方自治法施行令】</p>

	<p>(せり売り)</p> <p>第六十七條の三 地方自治法第二百三十四條第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払いによることができる場合は、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合とする。</p> <p>(せり売りの手続)</p> <p>第六十七條の十四 第六十七條の四から第六十七條の七までの規定は、せり売りの場合にこれを準用する。</p>
<p>4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案</p>	<p>下記、会計法及び地方自治法の改正案</p> <p>【会計法】</p> <p>第二十九條の五 第二十九條の三第一項又は第五項による競争（以下「競争」という。）は、特に必要がある場合において競売りに付するときを除き、入札又は<u>競り</u>の方法をもってこれを行わなければならない。</p> <p>② 前項の規定により入札を行う場合においては、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。</p> <p>③ 第一項の競りは、競りの付することが適当である場合として政令で定める場合において、これによることができる。</p> <p>【予算決算及び会計令】</p> <p>(競り)</p> <p>第九十三條 会計法第二十九條の五第三項の規定により競りによることができる場合は、動産の売払い、買入れ又は借入れその他財務省令で定める契約であつて当該契約の性質が<u>競り</u>に適しているものをする場合とする。</p> <p>2 本節の規定は、<u>競り</u>の場合にこれを準用する。</p> <p>(契約書の作成を省略することができる場合)</p> <p>第一百條の二 会計法第二十九條の八第一項ただし書の規定により契約書の作成を省略することができる場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 <u>競り</u>に付するとき。</p> <p>三・四 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>【地方自治法】</p> <p>第二百三十四條 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又は<u>競り</u>の方法により締結するものとする。</p> <p>2 前項の指名競争入札、随意契約又は<u>競り</u>は、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、一般競争入札若しくは指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）又は<u>競り</u>に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。</p>

4・5〔略〕

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及び競りの手続その他締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

【地方自治法施行令】

(せり売り)

第六十七條の三 地方自治法第二百三十四條第二項の規定によりせり売りによることができる場合は、動産の売払い、買入れ又は借入れその他総務省令で定める契約であつて当該契約の性質が競りに適しているものをする場合とする。

(競りの手続)

第六十七條の十四 第六十七條の四から第六十七の七までの規定は、競りの場合にこれを準用する。

意見提出者	団体
1. 項目	建設業許可における「経營業務の管理責任者」の対象者に関する要件緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT を利用した情報処理システムの受託開発、または情報処理機器や通信機器等の販売等において、電気工事や電気通信工事が必要となる場合があります。この場合、建設業許可が必要となる。</p> <p>建設業許可を取得・維持するための要件として、常勤役員に、経營業務の管理責任者としての経験を有する者を設置することが義務づけられている。なお、ここでいう「役員」とは、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者」とされており、「執行役」には、委員会設置会社における執行役は含まれる。しかし、取締役会設置会社において執行役員制度を導入している企業における執行役員等は、上記の「執行役」には含まれないとされ、経營業務の管理責任者となることは認められていない。</p> <p>このため、既に建設業許可を保有している ICT 事業者（取締役会設置会社の場合）は、常に、取締役のうち 1 名に必ず経營業務の管理責任者を設置しなければならない、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。また、新たに建設業許可を取得しようとする ICT 事業者においては、取締役メンバーとして「経營業務の管理責任者」の資格を有する者を確保することが困難な場合も多く、業界参入の障壁となっている。</p> <p>冒頭にも触れたが ICT 関連サービスには建設業許可が必要な場合もあるところ、上記のような参入障壁は、ICT 関連市場における価格競争や品質競争の非活性化の一因にもなりかねない。また、その影響を受けるのは最終的には ICT 利用者であるから、ICT の利活用を阻害する一つの要因になり得る。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法 第7条第1項
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>(提案内容)</p> <p>株式会社の経営に関し、取締役会以外に任意機関として「執行機関」を置き、取締役会を監督機関とすることでコーポレートガバナンスの強化を図っている場合、「執行機関」の構成員（執行役員等）を「取締役等に準じるもの」として認めるべき。</p> <p>(提案理由)</p> <p>会社法施行以降コーポレートガバナンスの強化のため、取締役会設置会社においても「執行と監督の分離」のため、取締役会以外に執行機関を置いている会社が多い。このような場合には、「監督機関」である取締役会の構成員より、「執行機関」の構成員のほうが、実質的な「経營業務の管理」を行っているため、当該構成員の中に資格者を置いたほうが法の目的に合致する。</p> <p>(補足事項)</p> <p>なお、執行役員の職務については、証明方法については、下の二つをも</p>

	<p>って容易に証明が出来る。</p> <p>「取締役会議事録」：選任ならびに権限委譲の確認。</p> <p>「事業報告書」：内部統制決議に基づく、各社の「執行機関」の位置づけの確認。また、各年度の執行の状況も同時に事業報告としての確認。適正性を担保するため、監査役会設置会社の事業報告で、かつ、監査役全員が相当であると認めているものに限定して使用を認めることができる。</p> <p>※1：上記二つは法定作成書類であり、すべての株式会社で作成されるものである。</p> <p>※2：監査役会設置会社については、監査役の過半数は社外監査役であるため、事業報告書は第三者による内容の適正性についての担保が図られている。</p>
--	--

意見提出者	団体
1. 項目	建設業法における営業所専任技術者制度の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICT を利用した情報処理システムの受託開発、または情報処理機器や通信機器等の販売等において、電気工事や電気通信工事が必要となる場合があります。この場合、建設業許可が必要となる。</p> <p>建設業法を取得・維持するための要件として、営業所ごとに専任の技術者を配置することとされている。この技術者には、当該営業所において受注される建設工事を円滑に進めるための役割が期待されるため、当該営業所に常勤してその職務にあたることが求められている。</p> <p>一方で、現状の法人（特に大企業）の一部では、営業所には営業部門のみを配置し、工事施工に係る見積りや施工計画等の立案等については、別の事業所（本社等）からパソコンや電話等を用いて遠隔的に、営業部門に対して指導・監督が行われることが多い。</p> <p>このため、既に建設業許可を保有している ICT 事業者は、必ず営業所に有資格者を設置しなければならない、コーポレートガバナンスの強化の方策が狭められている。また、新たに建設業許可を取得しようとする ICT 事業者においては、有資格者を確保することが困難な場合も多く、業界参入の障壁となっている。</p> <p>冒頭にも触れたが ICT 関連サービスには建設業許可が必要な場合もあるところ、上記のような参入障壁は、ICT 関連市場における価格競争や品質競争の非活性化の一因にもなりかねない。また、その影響を受けるのは最終的には ICT 利用者であるから、ICT の利活用を阻害する一つの要因になり得る。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法（第7条、第15条）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>（提案内容）</p> <p>企業のコーポレートガバナンスまたは組織構造の方式に応じて、営業所に有資格者が常勤しておらずとも、建設工事の円滑かつ適正な履行が確保されていると認められる場合には、営業所への有資格者の配置を不要とすべき。</p>

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	裁判（訴訟）申立てのオンライン化と遠隔地からの裁判所への出廷等に向けた司法の ICT 化への規制緩和
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>1. 裁判は書面による申立てが原則で、持参又は郵送で行われている。持参の場合は裁判所までの移動コスト、郵送の場合は裁判所に届くまでに日数（時間）がかかる。また、裁判開始後も郵送でのやりとりが原則である。このため裁判を行う国民に移動コスト、時間コスト双方の負担を強いている。</p> <p>2. 法廷でのやりとり（期日と呼ばれる）は対面が原則である。期日には法廷等に出廷しなければならず離島等、裁判所から遠距離に住む人に対してほど、時間・費用の面で裁判参加への敷居を高くしている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>代表的な法制度は以下の通りである。</p> <p>① 書面申立て：民訴規則 2 条 1 項 申立てには書面及び記名捺印等を要求。</p> <p>② 裁判所から当事者への郵送：民訴法 99 条 裁判所から当事者への送達は特別送達か書留郵便等、書面での到達を要求。</p> <p>③ 対面による期日の実施：民訴法 87 条 1 項本文 両当事者が口頭弁論期日に出廷し弁論を行うことを要求。</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国民の利便性の観点から、オンラインでの申立書による申請、遠隔からの法廷（期日）への参加が可能になるような制度が望ましい。

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	診療報酬体系の簡素化を通じた審査支払機関による業務の効率化とオンラインレセプトの普及・拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在の社会保険・老人保健診療報酬体系は複雑かつ膨大であり、また、あいまいな表現も多く、関係者間（医療機関（医療事務スタッフ含）や審査支払機関、保険者等）に解釈の相違が発生するケースもある。</p> <p>このことが審査支払機関側に審査のばらつきを発生させるとともに、審査要員の確保や審査時間・費用を要し、効率化を阻む要因となっている。</p> <p>また、審査業務の非効率さが、保険者による審査料の高止まりを招き、医療機関側への診療報酬の支払サイト短縮に結びつかない*原因となっている。</p> <p>そのため、医療機関・審査支払機関・保険者それぞれにとって、レセプトの電子化、オンライン化のメリットを享受できていない。</p> <p>*現状で振り込まれるまで2ヶ月要しており、特に開業初期の医療機関にとって資金繰りが困難。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>社会保険・老人保健診療報酬</p> <p>社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法 他</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>関係者間で解釈の相違がなく、国民にとってもわかりやすい診療報酬体系に抜本的に見直し、簡素化を図るべき（その際、請求フォーマットも見直しコンピュータ処理が容易に行なえるような対応も必要。）</p> <p>その上で、審査支払機関におけるコンピュータを活用した審査環境を整え、審査業務の標準化・効率化を通じ、審査コスト削減・時間短縮を図るべき。</p> <p>そして、審査業務の効率化により、保険者に対して審査料の大幅な引き下げを行なうとともに、医療機関に対してレセプトの都度請求受付や支払サイト短縮を可能にし、保険者及び医療機関における医療事務コスト軽減につなげるべき。</p> <p>なお、これを実現するうえで、レセプトのオンライン化は不可欠であることから、上記メリットを医療機関・保険者に与えることで、その普及・拡大に務めるべき。</p>

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	レセプトデータ・特定健診情報データベースにおける利用者及び利用範囲・目的の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、国が整備しているレセプトデータベースについて、その利用が国・自治体・保険者・研究機関に限定されており、またその利用に関しても一部厚生労働大臣の認可を必要とするもののその認可プロセスが不透明である。また、民間企業への利用は事実上、認められていない。</p> <p>利用目的も医療費の適正化の政策への活用に限定しており、その利用が制限されている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>レセプトデータ・特定健診情報データベースに関する利用者の厚生労働大臣認可プロセスを明確にし、運用ガイドラインなど利活用に関する環境整備を充実させながら、省庁や自治体、保険者、さらに研究機関、民間等への利活用拡大を図るべき。</p> <p>*厚生労働大臣告示（案）として、「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2条の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利活用及び提供に関する指針（仮称）が出されているが、正式な告示としての発表は見受けられない。</p>

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	生涯を通じた健康・医療情報を蓄積するための基盤整備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	個人が生涯の健康情報を蓄積し活用していく社会の実現にあたり、母子健診、学校健診、企業健診・特定健診、老人健診等法定健診があるが、所管する省庁がそれぞれ異なり、個人が電子的に集約できる環境にない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国として「新たな情報通信技術戦略」において、電子的医療・健康情報の整備を推進している以上、国が制度として実施している母子健診、学校健診、企業健診・特定健診、老人健診等については、個人が一元的に情報を集約できるよう、健診項目の見直しや標準フォーマットの整備を進めるべき。</p> <p>また、匿名化ないし個人の許可を得ることを前提に、それらの情報を分析し、疫学的に活用できるようにすべき。</p>

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	遠隔利用の普及・促進に向けた規制緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>遠隔医療については、『「情報通信機器を用いた診療（いわゆる遠隔診療）について」の一部改正について（医政発第 0331020 号）』にて、医師から患者への遠隔診療が一部の疾患において認められているもの、診療報酬上の考慮が少ないなど、その普及拡大には乏しい。</p> <p>また、医師から医師への遠隔読影や遠隔病理診断などにおいても、診療報酬において、依頼側と受け手側との配分が曖昧であり、普及に結びついていない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>社会保険・老人保健診療報酬 医師法第20条</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>対面診療の原則は堅持しつつも、医師不足・医師の偏在が深刻ななかで、慢性患者へのフォローに関しては柔軟に対応できるよう診療報酬上の措置を講ずるべき。</p> <p>また、医師間の遠隔診療に関しては、遠隔読影・遠隔病理診断に関しても、診療報酬にて依頼側と受け手側との配分を制度化するなど利用しやすい環境を構築するなど、利用促進に努めるべき。</p>

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	電子処方箋による運用の容認
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現行の運用体制では、医師が発行する処方箋は紙媒体にて患者を介し調剤薬局に渡し、調剤薬局が患者に手渡す一方通行の仕組みであるが、ジェネリック薬品は調剤薬局側の判断で変更できるため、調剤薬局の判断で変更した場合、その情報が医師側に伝わらず、医師が患者に処方した正確な調剤を確かめることは困難である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行なう書面の保存等にこける情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について（平成 17 年 3 月 31 日医政発第 0331009 号、薬食発第 0331020 号、保発第 0331005 号）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	患者 ID（共通診察券、社会保障番号等）の導入により、個人が特定できる仕組みを整えたうえで、調剤情報データベースを構築し、患者 ID をもとに調剤薬局がデータベースにアクセスし、患者の処方情報を確認できる仕組みを構築すべき。その際、ジェネリック薬品に変更した場合は、情報を更新し、医師に情報が伝わるような仕組みとする必要がある。

意見提出者	富士通株式会社
-------	---------

1. 項目	I C T分野における建設業法の適用除外について
2. 既存の制度・規制等によってI C T利活用が阻害されている事例・状況	<p>I C T分野において、建設業法が適用されるのは</p> <p>1) 工事請負契約</p> <p>2) 上記契約外でも作業内容が建設業法に該当するの2点が挙げられる。</p> <p>1) については、屋外におけるI C T機器の設置時に付帯的に発生する土木工事等の本来の意味での建設業法を遵守すべき場合を除き、同分野における建設業法の適用の除外（工事請負契約の適用の除外）を希望する。</p> <p>2) については、現行では屋内におけるL A Nケーブルの敷設やサーバ設置時の簡易な耐震等、通常の範囲内のI C T機器の設置作業でさえ同法が適用されることになり、利用者のコスト増の原因となっている。そのため、本来的に同法の適用が必要のない作業については同法の適用の除外を希望する。</p>
3. I C T利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法
4. I C T利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>1) I C T機器調達時における工事請負契約の適用除外（但し、本来的に不要な場合に限る）</p> <p>2) 本来的に必要でない作業への建設業法の適用除外の明文化が望ましい。</p>

意見提出者	富士通株式会社
-------	---------

1. 項目	建設業法における技術者配置基準の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>建設業法において、請負業者には技術者を配置することが義務付けられており、公共性のある工事については工事一件の請負金額が 2500 万円以上（建築一式工事の場合は 5000 万円以上）の場合、当該技術者は当該工事に専任としなければならない、金額の大小に応じて、技術者費用が大きく異なる。</p> <p>しかし、請負金額により技術者の専任要否を決定することは、以下の例のように妥当でない場合がある。</p> <p>（例） 高額の情報処理機器の販売とともにその据付工事を請け負う場合</p> <p>→ 機器費と工事用の部材費、労務費が合算されたものとなるため、据付工事が軽微なものであっても、合算金額が 2500 万円以上となる場合には、請負事業者は専任の技術者を配置せざるを得ない。</p> <p>また、その技術者費用は請負金額に転嫁されるため、最終的には、発注者がその技術者費用を負担することになるため、ICT の利活用を阻害する一つの要因になる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法 第26条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>（提案内容） 建設業法に基づく技術者の専任要否の判断基準を、機器費を除いた工事作業部分とすべき。</p> <p>（提案理由） 現行の制度は、請負金額が高額なものであれば、その工事の危険性や社会的な重要性も高いという判断から「請負金額」に応じて技術者専任を求めるとしたものであると思われる。しかし、上記提案のように実質的な工事部分の金額を、技術者専任の判断基準としても、法の目的を逸脱するものではなく、また発注者の導入コストを低減させることができ、結果的にはICT利活用の促進にも寄与する。</p>

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	電波法における免許不要局の出力上限（10mW）緩和の速やかな実施
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	社会資本の現場情報センシングを行うセンサ技術の進歩は目覚ましいものがあるが、実際に現場に適用する際にネットワークが課題（設置場所・コスト等）となっている。この問題を解決できるのが無線アドホック通信だと考えるが、現行の電波法における出力強度が弱いために、多段中継等が必要となり、利用者に対する直接的なメリットとは別の部分で費用負担が増大しており、普及への阻害要因となっていると考える。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電波法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	アドホック無線技術等を活用して高度な社会資本の管理を実現するために、すでに緩和の方向で調整中ではあるが、速やかな対応・実施を望む。

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	950MHz 帯特定小電力無線局のキャリアセンス時間
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>既存の制度では、950MHz 帯特定小電力無線局のキャリアセンスは、 (1)無線チャンネルが空き状態であると判定に要する 時間は 10m 秒以上 (2)但し、1 時間当たりの送信時間の総和が 360 秒以下の場合、判定に要する時間は 128μ 秒以上とされている。</p> <p>データ送信を効率よく行うため、同じ無線局で(1)と(2)を組み合わせ、キャリアセンスを変更して使用する場合、一旦、(2)のキャリアセンス 128μ 秒以上で動作させた場合、「1 時間当たりの送信時間の総和が 360 秒以下」と規定されているため、1 時間が経過するまで、(1)のキャリアセンス 10m 秒以上に切り替えたとしても、送信時間制限を受けて効率的に送信することが出来ない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	平成元年郵政省告示第四十九号第 3 項第 2 号(3)および(4)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>実質的に、(2)の送信時間制限の考えに影響を与えず、かつ 1 時間経過せずとも、(1)のキャリアセンスに切り替えて使用することが出来るよう、「1 時間当たりの送信時間の総和が 360 秒以下」に加えて、1 時間とは限定せずに、360 秒/1 時間以下の比率に収まれば、例えば 10 分（この場合の送信時間の総和は 60 秒）や、1 分（同 6 秒）でも許容出来るよう、見直して頂きたい。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノを名目としたアクセス規制・ブロック
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>児童ポルノに関する法改正の問題点をまとめた以下のページがあるが、このページは性的な画像がないにも関わらず、ポルノや水着・下着フェチ画像に分類されており、そのためにフィルタリング下では見ることができなくなっている。</p> <p>http://www.paradisearmy.com/doujin/pasok3e.htm</p> <p>児童ポルノを名目としたブロックの導入が始まると、このサイトはブロックで弾かれる可能性がある。</p> <p>このように、ページ自体には問題がないと思われるサイトが児童ポルノ退治を名目に閲覧を制限される状態となっている上、フィルタリングについては東京や埼玉、神奈川などで携帯フィルタリングを解除する際の手続きの厳格化が進められているので、問題画ないにも関わらず未成年が見ることができないページがますます増加しかねない状態にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>保護者にフィルタリングの解除の理由の提示を義務付けることをやめ、導入するしないは各家庭に任せる</p> <p>フィルタリングやブロックについて、回復をなるべく早くできるような仕組みを整える</p>

意見提出者	個人
1. 項目	実権の強すぎる民間団体の存在
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>インターネット・ホットラインセンター、・日本ガーディアン・エンジェルス・日本ユニセフ協会といった”民間団体”が存在するが、これらはいずれも半分は官とっていいような権限があり、これらはいずれも規制推進方向の団体であるため、情勢としてICT利用を妨げるような方向にしかいかなくなっている。</p> <p>(最初のは一般からの違法・有害情報の通知を受けての直接削除要請、真ん中のは犯罪に関する情報を匿名で受け、解決に結び付いた場合に情報料を支払うというようなことを、最後のは政府の会議に参加するという形を(児童ポルノワーキングチームに大使であるアグネス氏が呼ばれるなど))とっている)</p> <p>日本ユニセフについては、発展途上国の児童優先という立場をとっているにも関わらず、被害者のいない漫画やアニメの児童の性表現の規制を呼びかけていたりする。したがって、国際的にも競争力のあるソフトコンテンツとして認められてきているものに水を差しかねない状況にある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>特権を持った団体や協議会等を構成する際には規制に慎重な側の有識者や団体にもメンバー参加の要請をし、意見のバランスをとる</p> <p>これら特権団体の活動についての国民の評価制度を設ける</p> <p>日本ユニセフについては公益法人として定められた活動を逸脱しているとして(漫画アニメ等の創作物規制は活動の定義には入っていない)、改善命令を管轄省庁に出してくれるよう要請する。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	DPI 技術を用いた広告についての問題点
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>総務省の「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会」の提言で、通常のメールと同様に SNS サービスでの「ミニメール」の内容についても送信者に対しメールの内容確認のデフォルトをオンでもいいのではという内容が書かれている。DPI（ディープ・パケット・インスペクション）技術を用いたターゲティング広告についても、現状でも基準等を整理すれば導入可能ではというような内容になっている。しかしながら、デフォルトがオンということは、そのことを意識せずにメール内容を漏らしてしまう送信者が少なくない数になると思われる。また DPI についても閲覧したページの内容を把握することができてしまうため、これも安易な導入は危険である。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ミニメール等についての内容確認はデフォルトオフとする。 DPI についても導入には検討と実験を重ね、導入した場合でもデフォルトは必ずオフとする。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	—
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>■コピー規制にも反対を申し上げる。 アナログ放送時代にはなかったテレビの録画規制だが、無料で放送されているデジタル地上放送にコピー回数に制限をかけるのはおかしい。</p> <p>以前は総務省令によって、無料の地上放送へのこのようなスクランブル・暗号化の導入は禁止されていたが、総務省は、平成14年6月にこの省令の改正を行い、本来あまねく見られることを目的とする無料の地上放送へB-CASシステムとコピーワンス運用の導入を可能として、無料地上波本来の理念をねじ曲げ、放送局と権利者とメーカーの談合に手を貸すと見下げ果てた行為を行っている。コピーワンス問題、ダビング10問題、B-CAS問題の検討と続く、無料の地上放送のスクランブルとコピー制御に関する政策検討の迷走とそれにより浪費され続けている膨大な社会的コストのことを考えても、このような省令改正の政策的失敗は明らかであり、この省令改正を失策と総務省に明確に認めさせるべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>全てのインターネット規制拡大に反対申し上げる。</p> <p>現在の著作権に問題がある。 直接音楽をつくったり演奏する人の為というよりも JASRACや音楽出版社などの中間搾取団体の為の著作権になっている</p> <p>自分のつくった音楽が出版会社に権利が永久譲渡されて音楽をつくった人の為と言うよりも 中間搾取の組織の利益の方が優先されている。</p> <p>今の著作権法でも問題ありなのに 著作権期間を延長したり ダウンロードを違法化したり 更には 著作権を非親告化するというのは 作品「絵、写真、映画、漫画、音楽」を作る人の為の著作権ではなく 天下り組織の為でしかない</p> <p>著作権非親告化は最も最悪であり、完全に創作者の意思が尊重されないようになる。</p> <p>これ以上の著作権強化などは一切認めることは出来ず まずはデジタル著作権管理や保証金の廃止など 著作権を緩和していくべきである。</p> <p>■ブロッキングは、海外の事例を見ても分かる通り児童ポルノとは関係ないサイトが遮断される弊害が出ており 現状の日本の テレビや新聞などは政府に都合の悪い情報を報道しない 偏向報道をする現実を見る限り間違いなく 政府批判のサイトなどが 遮断される可能性が高い。 ブロッキングは絶対に反対である。 ブロッキングが国際社会の常識というのも誤りであり、 ドイツも約13万の署名でブロッキングが廃止された。</p> <p>■児童ポルノ禁止法も前提が間違っている。 大半の人が当たり前のように「児童保護」を大合唱しているが、本当に児童保護を考えるのであれば児童の幸せを考えるべきである。 単純所持規制で 子供が笑顔に満ちて楽しく暮らせるようになるはずがない。 規制する必要のない昔は、</p>

合法だった少女ヌード写真集を所持しているだけで逮捕されるようになるのである。単純所持規制により逮捕された会社員の子供が学校で「おまえのおとうさん性犯罪者」というような虐めの素になる規制をつくるのが子供が笑顔で楽しく暮らす人生を守ることになるわけがない。

また現行の児童ポルノ禁止法により自分のヌードを撮影してインターネットに投稿した少女が「児童を守る」と称した法律で書類送検されたり規制対象でないはずの18歳の少女が自分のヌードを撮影して逮捕されている。これでは児童を守るためではなく社会風紀を守る規制になっている。児童保護というのであれば児童の立場に立って物事を考え児童を政治の道具利益の客体にしてはならない。

本当に児童のことを想うのであれば総務省が「自分のヌードを見せたい少女の権利」を尊重することを公言し、自分のヌードを撮影した少女が裁かれないように児童ポルノ禁止法の問題点の改善を公言していただくことを求める。

刑罰の適用は最小限に留め強姦などの性暴力はもちろん強制や脅しによるヌード撮影だけを障害、暴行、脅迫罪など従来からある法律で取り締まれば十分である。

■ウイルス作成罪にも反対を申し上げる。

ウイルスの定義もないままウイルス作成罪をつくるのはもちろん、ウイルス感染者が犯罪になるような罰則はつくるべきではない。

■公選挙法も緩和すべきである。選挙期間こそ選挙について討論すべきなのにそれを「誰誰に投票して欲しい」ということを、ブログやツイッターでつぶやくのですら許さないというのは明らかに異常である。ネット選挙運動を解禁して国民にもっと政治について話し合ったり考える機会を増やすべきである。

全ての法改正に共通して言えることだが、法改正の議論をするのであれば事前にテレビ、新聞で国民に周知して最低でも30日以上募集期間を設けることが重要である。今回のパブコメ募集は期間については評価が出来るが、6月に行われたブロッキングのパブコメ募集期間は10日程度とあまりにも少なすぎた。それで国民に周知せずに民意を聞いたと言うのはおかしいのである。

意見提出者	個人
1. 項目	医療・福祉分野における個人情報の取り扱いに関する規制ならびに保護の在り方
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>我々の領域である医療分野において、地域の医療資源を効率的に活用するため、患者の体力、時間、金銭的コストの負担軽減のためにも、ブロードバンド回線やICTを活用した遠隔診療は迅速に推進されるべき課題だと思われま。しかし実際は、昨今の個人情報流出の事例などから回線上に患者の個人情報をのせる事への医療機関の責任や医療者の抵抗感等からその利用範囲は極めて限定的です。</p> <p>当院は病院内に光ファイバー網を引き詰めたICTモデル病院であり、院内発生する全ての情報を瞬時に共有化することが可能となっています。ICTの運用実績含め、今までに世界40ヵ国以上300組以上の見学者が当院を訪れ、フィンランドのノキアやイギリス等から世界標準の動きに合わせて技術協力をしてほしいという依頼を受けております。しかし、国内の新規事業に対してはなかなか踏み出せないでいる現状があり、大変残念な状況にあるように思えます。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	個人情報保護法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>上記の例からもわかりますように、国内に今は世界より進んだ十分なICTの技術があります。しかし、それを規制ばかりで保護がなく、そのまま放置していると、諸外国に追い抜かれていくことになってしまいかねません。問題は料金や技術力にあるのではなく、新しい技術・事業に対する規制や保護の問題のように思われます。前述の遠隔診療に関しても、病院の責任の範囲を明確にし、ここまでのことを守れば病院に非がないとされることが明らかになれば、積極的に参加しようという医療機関は増えてくるように思えます。これは患者ひいては全国民に与える恩恵としては大きなものがあるように思えます。</p> <p>欧米では、医療を取り巻くICTの標準化とその結果生み出される標準的な電子カルテ等の製品化に向けて明確なビジョンと行動計画が立てられています。日本においてもICTの利活用は必要不可欠であり、それに対する十分な技術力も持ち合わせていると思われま。ので、人材育成面や環境整備の面からもトータルにICTの活用を後押しするような支援・政策を切望しております。特に諸外国と比較して利用が進んでいない医療、行政、教育等の分野において、ICTの利活用を促進するための省庁横断的な取り組みや、既存の規制等を見直す取り組みが必要と考えま。そして、それこそが、国民生活におけるICTの利便性向上を具体的な形で見えるようにする政策の遂行であり、現在の最重要課題と考えま。</p>

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	コンバージェンスに係わる規制緩和と新たな法体系の整備
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	世界的な潮流である「コンバージェンス」は、いわゆる通信と放送の「融合」のみならず、我々の生活とインターネットが融合し、メディアの構造、医療・教育・行政の提供形態など様々な社会・経済システムを変革する。コンバージェンスを実現するためには、既存の制度・規制を見直すことに加え、総合的な新しい制度・規制のあり方も検討すべきである。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	放送法、電気通信事業法、電気通信役務利用放送法、電波法、通信の秘密、著作権法、プロバイダー責任制限法、青少年ネット規制法、日本電信電話株式会社等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	先の国会に通信・放送融合法案が提出（その後、廃案）されたことは前進であるが、これらはNTT完全民営化の議論とセットで検討されるべきである。免許制度によらず、通信事業者や放送事業者が市場で幅広いコンテンツを提供できるコンバージド・プラットフォームの構築を推進する制度や規制の見直しが必要である。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	国民 ID の導入と霞が関クラウドの推進
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	個人情報保護法や各省庁のガイドラインに対する業界の萎縮効果と同様の現象が、クラウドサービスにも起こり、活用が阻害される懸念がある。早期に国民 ID を導入し、安心できる体制の確立、国境を越えたデータの流通を念頭に入れた適切なクラウドサービスの制度的設計が求められる。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	個人情報保護法、外国為替及び外国貿易法、金融商品取引法
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	政府が策定した国民 ID の工程表では 2015 年までの導入を目指すところがあるが、霞が関クラウド等の利活用を推進するためにも前倒しして実施することが望ましい。また、「インターネット・エコノミーに関する日米対話」の枠組みを活用し日米のクラウド連携について議論が進展することを期待する。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	規制と振興の分離と独立規制機関の設置
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	複数の省庁が情報通信に係わる振興と規制の機能を有しているため、政策が分断されている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	政府の組織等
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	政府関連省庁の規制と振興の機能を分離し、振興機能を統合すると共に、独立規制機関を設置することが望ましい。(例：英国 Ofcom) また、振興機能を統合し、効果的に日本の成長に結びつく振興政策を実施すべきである。 そのなかで、インターネット・エコノミーに関する監督権限は、新規に独立した規制機関を設立し、その機関に担わせるべきである。多くの OECD 加盟国では、既に政策機能を規制機能から分離しており、このようなアプローチをとる国は増加している。独立規制機関は、明確に定義された範囲で権能を有し、予算と組織の面で独立性を与えられることが望ましい。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	国家 CIO の設置と ICT 調達改革
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	日本には CIO 連絡会議があるが、調整的役割を担うにとどまり、十分な権限を与えられていない。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	CIO 連絡会議、ICT の調達に係わるガイドライン
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	国家 CIO を設置し、長期的な国家 ICT 戦略の策定と遂行、政府調達の見直しを担う適切なリソース（人員と財源）の配置。ICT 事業に対する複数年度予算の導入とプロトタイプ型実施方式の拡大を図るべきである。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	電波割当ての解放と競争促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	技術と市場が急速に変化する中で、政府が最適な利用者の最適な利用方法に希少な電波を適切に割り当てることは、以前より難しくなっている。現行の電波割当て方式では、透明性に欠け、コンバージェンス市場に適合していない。これらの問題に関する決定は、市場の判断に委ねることが望ましい。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電波法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	周波数オークションの試験的な導入による、電波の有効利用および新規参入を可能とする競争環境の実現を図るべき。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	個人情報保護法の見直しによる保護と利活用のバランス
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現行の個人情報保護法は、個人と企業にとって不便で負担が大き過ぎるばかりでなく、結果的に産業生産性を低下させていると指摘されている。また、各省庁が策定する分野ごとのガイドラインから、一貫した自信の持てる解釈を得るには苦勞を要する。プライバシー・コミッショナーの不在により、新しい技術によるプライバシーの侵害行為に関して、適切な助言や判断をすることが困難である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	個人情報保護法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	個人情報保護法の見直しとガイドライン等による運用上の透明性の確保をすべき。プライバシー・コミッショナーの設置。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	国際標準の採用とオープン・コラボレーションの推進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	日本は、国際標準の分野で積極的に貢献している国の一つであり、政府も技術委員会の国内のネットワークや国際フォーラムへの日本の積極的な参加を強く支援している。一方で、過去には標準化により国内市場を固定化し、結果的に海外の競合相手を閉め出すことになったケースもある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	標準化政策
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	日本の競争力を高めるために、日本政府と産業界は相互運用性および国際標準との調和を最優先すべきである。日本政府と産業界は、共に努力して日本の標準化策定作業を、外国パートナー企業を含む幅広い当事者の参加が可能なプロセスとする必要がある。また、政府の標準化のパイロットプロジェクトに関しても、外国パートナー企業を含む幅広い当事者の参加が可能なものに改善すべきである。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	国境を越えたデータの流通促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	コンバージェンスとクラウド・コンピューティングを実現するためには、国境を越えたデータの自由な流通が欠かせない。GATT や二国間協定により、関税障壁が取り除かれ経済活動が活性化したように、データの流通に関しても国際的な枠組みの検討が必要である。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	個人情報保護法、外国為替及び外国貿易法、金融商品取引法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	「インターネット・エコノミーに関する日米対話」において、国境を越えたデータの流通促進を重要課題として取り上げると共に、海外のデータセンターから提供されるクラウドサービスと国内データセンターから提供されるクラウドサービスを差別なく取り扱うことを原則とすべきである。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	教育改革と入国規制の緩和による ICT 人材の確保
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	2008 年度の政府調査によると、公立学校では 7 人に 1 台の割合でしかパソコンが配備されておらず、また民間の調査によれば、その中でも 1/4 程度の学校は最新 OS と、安全で効果的なコンピューティングの環境に必要なセキュリティツールがないと言われている。また、高齢化により退職する技術者の数が、新しい技術者の数を上回っている。
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	教育制度、労働法、外国人労働者受入政策
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	日本国内における ICT 教育を加速化させると共に、アジア諸国等から専門性や経験のある IT 人材を中長期的に呼び込み、国内における ICT 人材を確保すべきである。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	資金移動業者を通じたオンライン金融取引促進のサポート
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	米国においては、インターネットや携帯電話網を活用した少額の資金移動が増えているが、日本は資金決済法が成立したにもかかわらず、本人確認の制度が見直されていないために、米国同様の便益を享受するに至っていない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則3条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ACCJ は、国際的に利用されているような安全で便利なインターネットによる資金移動サービスが、日本でも同様に広く利用されるように、インターネットのみで本人確認が完結する仕組みの導入を要望する。また、金融庁の検査の簡便化、必要書類の作成、保管義務の電子化などICT利活用を促進する方法に低減すべき。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	遠隔医療による治療の推進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	光ファイバー (FTTH)やハイビジョンテレビ等の幅広い普及により、遠隔医療を実現するための基本的な技術インフラは、既に家庭内においても整ってきており、他にも遠隔医療を支援する数々の技術が整っている。一方で、遠隔医療を幅広く実施するには法的な障害が存在し、インセンティブの欠如も見られる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	医師法 20 条、診療報酬制度
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医師法 20 条を改正し、対面を唯一としない診療方法を認め、遠隔医療に対する適切な診療報酬によるインセンティブの付与が必要である。

意見提出者	在日米国商工会議所 (The American Chamber of Commerce in Japan)
1. 項目	一般用医薬品のネット販売
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	一般用医薬品のネット販売については、厚生労働省の省令により、これまで認められてきたものが規制の対象となった。これにより、離島に限らず様々な理由によりネットでの購入を必要としてきた生活者が不自由を強いられる結果となっている。インターネット上の一般用医薬品の販売規制など、ICTの利活用により大幅なコスト削減や効率化が可能であるにも関わらず、ICTの導入を阻んでいる規制の改革について積極的に取り組むべき。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	一般用医薬品のネット販売を制限する省令を改正し、一般用医薬品のネット販売を認めるべき。

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>児童ポルノ遮断 試験的運用へ http://www3.nhk.or.jp/news/html/20100819/k10013437161000.html</p> <p>『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』における児童ポルノの定義が曖昧であること、モデルのいない創作物を同法で改正で児童ポルノに加えようとする動きが常にあること、ブロッキングについては通信の自由を定めた憲法に抵触するおそれがあること。また、同法違反した警察官の処分が軽いことについても国民の信頼を損なう原因となる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	『児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律』第二条3
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法で流通自体には対処が可能である（摘発数が増えている）。 ・犯意があるかの見分けが付きにくい単純所持や、被害者のいない創作物に関しての違法化などによってリソースの無駄遣いが起き、保護されるべき児童の保護が手薄になるおそれがあるため、これらを含む法改正には反対する。 ・被害にあった児童のケアなどを考慮して同法の管轄官庁を厚生労働省と定めることを提案する。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	ダウンロード違法化の削除
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>著作権法 第三十条 第1項 第3号、ダウンロード違法化成立及び施行に伴い、「情報の受け手」も取締りの対象となった。(罰則はないが) ネット上における受け手は、一つの情報に対して一人ではない。一つの情報やデータは、何万にも人物が受け取ることもある。</p> <p>従来までの法律であれば、取り締まりの対象は提供者のみであったが、違法化に伴い取締り対象が数万数十万に及ぶ事もありえる。</p> <p>そもそもの話として、同改正案成立前の状態でも十分に、著作権法違反を行った人物を処罰する事は十分可能であったはずだ。</p> <p>また、違法と分かってダウンロードしたかは、まさに「内心の自由」に寄るところであるため、証明をする事はほぼ不可能であるし、恣意的な自白の強要にも繋がる。</p> <p>また、ダウンロード物一つで逮捕に怯える環境下では、日本における今後のインターネット文化の発展を阻害する事にも成りかねない。</p> <p>違法化成立前には、知的財産戦略本部がパブリックコメントを募集しており、インターネット一般利用者を中心に、ダウンロード違法化に否定的な意見が多数寄せられている。</p> <p>http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html</p> <p>同法案は即刻削除すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ダウンロード違法化(著作権法 第三十条 第1項 第3号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ダウンロード違法化(著作権法 第三十条 第1項 第3号)の削除

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノのブロッキング導入の中止
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>今年10月より国内で試験的運用が始まる予定の児童ポルノブロッキング制度について。 ブロッキングは非常に危険で、百害あって一利なしの制作という事を申し上げておきたい。</p> <p>第一に、ブロッキング対象が何であれ、憲法で保証されている「表現の自由（知る権利）」を侵害する事になる。 ブロックするサイトを選定するという事は検閲でもあるため、こちらも憲法に違反している。 通信の秘密の侵害にもあたる。</p> <p>第二に、ブロックされた対象が、一般のネットユーザーが確認できないという事。 当然だが、児童ポルノでないサイトもブロックできる。 それこそ、警察や政府の批判、権力者にとって都合の悪い事が書かれているページ等を、児童ポルノサイトの扱いとしてブロックし、情報を遮断する事も可能である。</p> <p>第三に、オーバーブロッキングの問題。 第二で挙げたように、恣意的にブロッキング出来る他に、誤って通常のサイトがブロックされる事もある。 ブロッキングを導入している国では、一つのサイトを遮断するために、無関係なサイト数百万も巻き添えでブロックされた事例がある。</p> <p>現行の児童ポルノ法における、児童ポルノの定義が曖昧な事も、ブロッキング制度の危険性に拍車をかける。 第2条3項の全文、第2条2項の「性欲を興奮させ又は刺激するもの」は、画像や映像を見た人物の主観によって判断が変わるため、曖昧且つ範囲が広く、恣意的な運用を招きかねない。 児童の年齢に関しても、女性の結婚可能年齢が16歳な点等を考えると、疑問を呈さざるを得ない。 国会でも議論されたが、現行法の児童ポルノの定義では、宮沢りえ氏のSanta Feなどもブロッキングの対象になりかねないのだ。</p> <p>加えて、児童ポルノサイトリストの作成を委託された「インターネット協会」は、事実上の警察の天下り団体でもあり、公平中立性が欠片もなく、恣意的な運用がされる事は明らかだ。</p> <p>即刻、ブロッキング制度の導入を見送り、計画を白紙に戻すべきである。</p>
3. ICT利	児童ポルノ法（児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護

活用を阻害する制度・規制等の根拠	等に関する法律)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	児童ポルノ法の第2条3項の全文、第2条2項の削除 ブロッキング導入の中止

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>非出会い系サイトの児童被害が急増、最多の730件 http://www.yomiuri.co.jp/net/news/20100819-OYT8T00770.htm)</p> <p>記事に 「6月までの今年上半期に、出会い系以外の交流サイトに絡んで児童が被害に遭った事件の摘発件数が、統計を取り始めた2008年以降最多の730件（前年同時期比99件増）に上ったことが19日、警察庁のまとめでわかった。」</p> <p>「一方、男女交際を仲介する「出会い系サイト」を通じて事件に巻き込まれた児童数は、01年以降最少の141人（前年同時期比124人減）にとどまった。08年12月施行の改正出会い系サイト規制法で、サイト運営事業者の届け出と、利用者の年齢確認が厳格化されて以降、被害児童数は年々減少している。」</p> <p>とあるように、そもそもコミュニケーションが可能であれば出会い系か非出会い系かにかかわらず同様の事件はどこでも発生し、サイト規制で対応するならばメール・ブログ等のコメント欄・チャット・あらゆる「健全なコミュニケーションが可能」なウェブサービスを禁止しなければ無理である。そのような対処をすればICT利用など望むべくもない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	根拠となる法令不明
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・通信の自由を阻害する方法での対処をしない。コミュニケーション自体を禁止するのではなく、コミュニケーションを介して起きたことに対処するだけでよい。 ・初等教育から、ネット上でのコミュニケーションにおける危機回避を教える。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	格差是正によって建設された鉄塔・伝送路の使用目的の制限緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話によるエリアカバー率100%の実現に向け、過疎地対策として国・地方自治体の公的支援制度（格差是正）により基地局及び伝送路が整備されている状況にある。</p> <p>これらの基地局及び伝送路にWiMAX設備を組み合わせることにより、各世帯にブロードバンド環境を整備することが可能となるが、移動体格差是正事業で構築した鉄塔・伝送路の目的外利用は「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」により、制限されており、民間の多様な技術を活用した効率的なインフラ整備に向けた支障となっている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」 （平成17年11月25日、最終改正：平成22年2月1日）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>デジタルデバイド解消に貢献できるのであれば、有線通信が目的であっても「無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱」第2条（交付の目的）に規定されている「補助金の目的」に反しないこととするよう、措置を講じて頂きたい。</p>

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	携帯電話エリア整備事業（伝送路）における各種申請手続きの簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	申請ごとに提出する書類が膨大かつ手続が煩雑な状況にあり、書類作成期間が長期化していることから、携帯電話の利用不均衡を是正するにあたっての障害の一つとなっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	携帯電話エリア整備事業（伝送路）における各種申請手続き（補助金申請書、事故報告書、実績報告書、補助金支払い請求書）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各種申請書の必要性の見直し、フォーマット簡素化、添付資料の削減等をして頂きたい。

意見提出者	KDD I 株式会社
1. 項目	工事許可手続きの簡素化・迅速化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>回線工事手続きにあたって提出が必要な道路占有届、河川占有届、港湾占有届、国立公園内占有届、共架申請、管路申請の申請様式・申請方法・添付資料が、地方自治体や管轄窓口によって異なるため、申請作業が煩雑化し、工程調整や作業準備に時間を要している。</p> <p>例えば、国道の保守作業（計画）が伴う場合は、国道事務所（出張所）へ道路占有届の申請から許可を受けるまでには通常2～3週間かかっている。また、道路管理者によっては、引込線に係る道路占有許可の要否基準が異なる。（i. 占有申請は不要、ii. 占有料免除となるが申請は必要、iii. 占有申請必要及び占有料必要など）</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	道路法第32条、河川法第24条、港湾法第37条、自然公園法、森林法、文化財保護法、古都保存法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者、電柱管理者、管路管理者等の各窓口へ提出する申請書類等を標準化、または電子申請化する等して簡略化すべき。 ・条件によっては事後申請できる運用とすべき。これにより、お客様に対して早期に回線提供が出来、利便向上を図ることができる。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	道路使用許可時間の緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	道路使用許可時間が9-17時、20-翌6時と定められており、作業時間が制限されている。そのため、道路使用許可時間外に起こった、もしくは許可時間外に跨ぐ通信障害や輻輳等への緊急な対応や保守作業等について、効率的な実施が困難である。 また、昼夜連続して作業ができないことによって工事期間が長期化するため非効率となっており、障害による緊急対応、保守作業輻輳時の効率的な対応が困難となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	道路交通法第76条（禁止）、77条（解除） ※各都道府県道路交通規則に倣う
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	道路使用許可時間枠の運用を柔軟化すべき。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	電柱・管路の移設に伴う工事費用の公共負担化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	道路拡幅工事等の発生によって、電柱管理者・管路管理者が共架事業者・管路利用者へケーブル移設依頼をするが、その移設費用については共架事業者・管路利用者が全額負担している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	道路法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	道路拡幅工事等の発生に伴う移設費用については、共架事業者・管路利用者の費用についても、道路管理者側の負担となる等の軽減措置を講じて頂き、ひいては、公共負担としていただきたい。

意見提出者	KDDI株式会社
-------	----------

1. 項目	電線共同溝（CCBOX）設備の有効活用
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>① 電線共同溝に参入する為には、計画時期からの参画意思表示を行い、建設負担金を負担し、電線共同溝への権利を得た上で当該電線共同溝への光ケーブル工事が実施出来るスキームになっているが、その後に参入する場合は建設時の参画企業に許可を得る必要がある。そのため、未参入区間においてお客様への回線供給が発生した際に、参画企業の承認や煩雑な手続きが必要であることから参入までに時間を要し、希望納期に合わせた光ケーブル入線工事が困難。</p> <p>※ 電線共同溝（CCBOX）の本管区間については、電線共同溝の整備等に関する特別措置法にて事後入溝のルールが整理されている。</p> <p>② 電線共同溝（CCBOX）の特殊部の鍵を借用するために、国道事務所（出張所）への借用申請が都度必要となるが、鍵の個数が限られており、貸出可能な鍵が不足した場合は工事作業ができない。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成7年 法律第39号）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>① 電線共同溝の未参画事業者による事後的な敷設手続きの簡略化及び、他企業での未使用区間の管路や引込管路をレンタル制にする等の権利貸出スキームの制定をすべき。</p> <p>② 電線共同溝（CCBOX）の特殊部の鍵について、電線共同溝（CCBOX）を利用している業者毎に長期的に貸出しするスキームを設けるべき。</p>

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	架空ケーブルの離隔緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	複数の電線同士の接触によって誘導障害を発生させないために、電力ケーブル（VVFケーブル）と弱電ケーブルの離隔距離の規定がされているが、運用していくなかで接触することがあり、定期的な巡視点検や場合には改修が必要。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電気設備技術基準・有線電気通信法 第18条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	弱電線については離隔を保つのみではなく防護管対応も選択可能とすべき。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	舗装復旧ルールの明確化及び公費負担
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	舗装復旧ルールは道路管理者の判断に委ねられており、舗装復旧面積の考え方が統一化されていないため、事業者が負担する通信土木工事費の大半が舗装復旧工事費となる場合がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	道路法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	舗装復旧費の事業者負担は、道路管理者が指定する個々の実際の舗装復旧面積にかかわらず、予め定められた面積分のみの負担に統一すべき。定められた面積の範囲を超える分については、道路管理者の負担とすることが望ましい。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	光ケーブル敷設における支持物（電柱）強度不足の解消
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	ケーブルの支持物を借用する際、直線的な部分を申請しているにも関わらず、支持物の所有者が「強度不足のため不可」という理由で認めない場合がある。また、電柱強度の最小規格値で電柱が設置されているため、共架申請を行った場合に、光ケーブル1条を共架し「電柱不平衡がない状態」でも電柱強度不足となる事がある。電柱の建替えを実施しなくても、光ケーブルを共架出来る様に電柱強度を確保することが必要。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	総務省「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（平成22年4月最終改正）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	通信（光）ケーブルを共架・添架を予め十分考慮した電柱強度の規定に法律を見直すべき。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	電子カルテの共有化等
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>医療分野では、カルテの管理が各病院単位となっているため、異なる病院で診療した場合、既往歴や服用している薬などがわからない状況にある。患者のカルテを異なる病院で閲覧可能な仕組みとなっていないため、診察を受ける度に、同様の検査を受ける必要があり、患者にとっての身体的負担や費用面の負担等は改善されないままである。</p> <p>高齢化社会に向けて、これらの重複的な検査を回避し、診察の効率化を促すためにも、どの病院からも同一のカルテを閲覧できるような仕組みを早急に検討することが必要。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>上記のような仕組みの構築によって適切な医療施設間の情報連携が促進される。そのためには、行政が以下についての標準化を推進する制度等を整備することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子カルテの共有化：患者の承認があれば、複数の医療機関のカルテ情報を医者が閲覧可能にする ・個人のID化 過去の病歴等をデータベース化する（例えば韓国ではEHR(Electronic Health Record)普及のための国家プロジェクトを推進しており、同様の国家的取り組みが必要。）

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	「非対面診療の禁止」に関する緩和
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	「情報通信機器を用いた診療」については、診療対象が限定され、かつ初診でない場合に限られている。遠隔医療におけるこれらの規制を緩和することにより、インターネットを通じた在宅医療及び医療支援サービスは大きく飛躍することが可能となる。今後、超高齢化社会において、医療施設が飽和状態となる中で、ICTにおける在宅医療を推奨することで、高齢者やその家族の安心を確保することができ、医療に関する国民の利便性を向上させるとともに、新たな市場の創出につながるものと考えている。しかし、このような遠隔医療における診療対象が限定されていることにより困難な状況となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	医師法第20条 非対面診療の禁止 健政発1075号 厚生省健康政策局長通知
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	遠隔医療における診療対象を原則してすべてとし、かつ初診の場合を含める。規制対象は、著しく危険性が伴うもののみとすべき。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	遠隔医療の普及・拡大のための診療報酬制度、特定保健指導制度の改善
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 現在一部に認められている遠隔医療においても、遠隔画像診断やテレパソロジーなどの一部のものを除いては、遠隔医療を行うことによる点数の加算がない。例えば、テレビ電話を用いて直接患者を診察する行為や、患者に対して医師が撮影した映像などを遠隔地の専門医が確認し、テレビ会議システムを通じて話し合いながら患者の診療を行う行為に対する加算が規定されていない。そのため、上述のようなICT機器を利用した診療行為が、患者と医師のどちらか、あるいは患者と医師双方にメリットがある場合であっても、システム導入・運用コストの回収が見込めないことが一因となり、このような診療は普及していない。 ▪ 現在の特定保健指導における積極的支援での遠隔支援方法については、電話支援と電子メール支援を行った場合の算定ポイントが規定されているものの、テレビ電話を利用した場合のポイントが規定されておらず、テレビ電話の利用は普及していない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>診療報酬制度 特定保健指導制度</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 上記のようなテレビ電話等のICT機器を用いた遠隔医療は、医師の偏在による弊害の解消や、患者の通院負担の軽減の一助となるものである。現在、遠隔医療普及のための議論が多数なされているが、これらをさらに加速し、診療報酬によりシステム導入・運用コストが回収できるような診療報酬点数加算の制度化が望まれる。 ▪ テレビ電話では、顔が見えることにより信頼関係が築きやすく、特定保健指導での支援効果の向上が期待できるため、テレビ電話を利用した支援のポイントは、電話支援のポイントよりも高く算定されるべきである。ただし、テレビ電話で支援を行ったことが証明できるシステム上の仕組みを必要とするべきである。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	個人情報保護関連規制の緩和 (ケータイの個人GPS履歴等を利用したターゲット広告、レコメンド等の新規サービス普及促進に向けて)
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、携帯電話の位置情報をターゲット広告やレコメンド等の新規サービスに活用するには、各利用者から個別に情報提供に対する了解を得る必要がある。一方、ターゲット広告やレコメンド等を行うには、個人を特定する必要はなく、匿名化された時系列データが得られれば十分である。さらに、位置情報としては、緯度・経度のような空間座標を特定する情報である必要はなく、住宅地域、通勤経路、勤務先、商業区域といった、場所の意味を大まかに区別した、抽象度の高い情報へ変換したものであっても、マーケティング的には十分な価値がある。こうした抽象度の高い匿名情報から得られる知見を利用者にフィードバックすることで、国民の利便性を大きく向上させるとともに、新たな市場の創出につながると考えるが、既存の制度では、位置を特定できる情報の取得に対する了解を得る必要があるため、利活用に対する敷居が極端に高くなっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」における「第3章 各種情報の取扱い」の第23条（通信履歴）および第26条（位置情報）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	個人および空間座標を特定できない、高度に匿名化および抽象化された情報に関する二次利用については、原則として利用者の許諾を必要としないよう制度・規制を緩和する。ただし、職業種別、勤務地、勤務時間帯が極めて特殊であり、匿名化や抽象化を行っても個人および空間が特定される恐れがある場合は、従来の位置情報等の取り扱いに準拠していただきたい。

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	学術用途の著作物の利用手続きの簡素化と負担の適正化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、著作物を利用するためには著作権者（もしくはそれを代理するもの）に断りを入れ、さらにそれに対する対価を支払わなければならない。そのため、大量の著作物（特に楽曲、画像、映像等）を使った実験を行い、それを公表しようとしても、前述の著作物における視聴覚情報が利用できず、いわゆる文字による説明だけの公表になってしまい、そのイメージがわからないという問題がある。</p> <p>また、たいていの場合、そういうデータを使用する研究は著作物の流通を促進する、もしくは著作物の新たな利用法を模索する、すなわち最終的には著作権者の利益（金銭面のみでなく）につながるものがほとんどである。にもかかわらず、その結果を評価してもらおう等の目的で著作物を使用するためには、一通りの手続きおよび費用が発生する為、学術振興の妨げになっていると考えられる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>著作物の利用者が個人・営利団体・非営利団体のどのような場合においても、それが学術用途の場合は、何らかの機関（要管理一元化）への簡単な申請（使用目的、使用する会議、場所等の情報の開示等の簡易な処理）にて使用できるようにする。また、利用目的があくまで学術用途であることに鑑み、相応の利用負担等を検討して頂きたい。なお、非商用の場合についても、可能性を検討していただきたい。</p> <p>※「学術用途」の定義については具体化する必要があると考える。</p>

意見提出者	KDDI株式会社
1. 項目	データセンターのCO2排出量の削減義務に係る軽減措置
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICTの利活用やICT産業の活性化により、日本が直面している経済的、社会的課題等の解決を推進していく中で、国内のみならず国際においてもデータセンターの位置づけは今後更に重要となる。</p> <p>こうした状況下、東京都では、「環境確保条例」が改正され、電力を大量に消費する事業所は、2010年度から温室効果ガス排出の総量削減が義務づけられている。これにより、データセンターも一般オフィスと同じCO2排出量削減率が適用され、課徴金制度も導入されている。</p> <p>医療・教育を始めとするさまざまな分野で、今後ICTの利活用により、日本の社会的課題等を解決することが期待されているが、東京都のような厳しい基準が継続された場合、それらの推進の妨げるとなる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	東京都 環境確保条例
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ICTの利活用による日本の社会的課題等の解決への期待が高まる中、ICTの利活用の促進が妨げられることのないよう、データセンターには一般オフィスビルと同じCO2排出量削減率ではなく、より緩やかな基準を適用するようご配慮頂きたい。

意見提出者	個人
1. 項目	ダウンロード違法化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>先日、「著作権を侵害する自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、その事実を知らずに行う場合」は私的複製に当たらないとする、いわゆるダウンロード違法化条項を含む、改正著作権法が成立し、2010年1月1日に施行されました。</p> <p>条文中に「その事実を知らず」とありますが、知らない間に著作権を侵害しているコンテンツをダウンロードしていることがあります。例えばブラウザでWebサイトを開くと否応無しにそのサイトに含まれる画像や動画などもダウンロードされ、その中に著作権を侵害するコンテンツが含まれていることがあります。その際、著作権を侵害しているかどうかを「知らなかった」ということを一般人が立証するのは困難です。立証できなかった場合、犯意がなくとも法に触れてしまうこととなります。法に触れないようにする為には著作権を侵害しているコンテンツがないWebサイトだけを見ればよいのですが、それを判別するのは不可能です。法に触れていないかどうかを考えながらWebサイトを閲覧するのは精神的に不衛生であり、インターネット利用の萎縮につながります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法第30条第1項第3号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	著作権法第30条第1項第3号の削除をお願いします。

意見提出者	個人
1. 項目	青少年ネット規制法・青少年健全育成条例・携帯フィルタリング義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>携帯電話におけるフィルタリングの義務化を中心とする、青少年ネット規制法が、2008年6月に成立し、2009年4月から施行されています。有害なサイトから子供達を守るのがフィルタリングの趣旨だそうですが、有害であるかの判断はどのようにして行うのかが不明です。本当は有害でないサイトも運用者の恣意的な判断で有害と認定されると去れる恐れがあります。</p> <p>また、子供自身にそのサイトが有害であるかどうか判断させる力を育成させるべきです。フィルタリングによって本当に有害なサイトから確かに子供を守ることができるかもしれませんが、その子供たちが大人になったら、どうやって有害なサイトかどうかを判断するのでしょうか。このことから考えると、フィルタリングは子供への行き過ぎた保護であり、判断力のない人間を量産する結果につながります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 東京都青少年の健全な育成に関する条例（他道府県の同様の条例も）</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」の廃止・同様の都道府県条例の廃止をお願いします。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	児童ポルノ規制・サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	警察などが提供する「児童ポルノ画像が掲載されているサイト情報」に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明なリスト作成管理団体等を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、インターネット・サービス・プロバイダー、検索サービス事業者あるいはフィルタリング事業者がブロッキング等を今年度中に行われようとしています。これは実質的な検閲に他ならず、決して行われてはならないことでもあります。ブロッキングされたサイトの情報、ブロッキングされた具体的な理由なども公表する必要もなく、根拠となる条文も曖昧な為、警察などによる恣意的なブロッキングがいくらかでも可能になります。すなわち、他の大多数の国民が「児童ポルノが掲載されていない」と判断したサイトでも、いくらかでも理由をつけてブロッキングをすることができるのです。またブロッキングを迅速に解除する手続きも不明です。このようなことをすれば、憲法に規定されている「表現の自由」・「国民の知る権利」・「通信の秘密」・「検閲の禁止」を侵害することになります。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないことと閣議決定してください。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	IT書面一括法（書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律）の適用範囲の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	IT書面一括法では、契約書面の交付に代えて電子的手段（電子メール、FAX利用、デバイスへの保存など）を利用することを認めたものであるが、適用対象法律が50程度となっており、利用が活性化されていない。例えば公正証書は書面のみが認められており、電子化がなされていないためICT利活用活性化の妨げになっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律（本法の対象となっていない取引等に関する法律、例：借地借家法）
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	公正証書の電子化が認められていない金銭の貸借、土地・建物の賃貸借等の契約や遺言書等についても、真に書面による証明が必要なもの以外の電子化が可能となるようIT書面一括法の適用範囲の見直しを行う。また、IT書面一括法に基づき電子化された書面について、手数料や税制での優遇措置等を講じることで、電子書面の利用の一層の活性化する等の検討を行う。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	民間保険会社の契約締結時における書面交付規定の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、法令によって契約時の書面交付が規定されているため、オンラインによる交付ができない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	金融商品取引法第37条の3第1項第2号及び第6号並びに第3項、第37条の5、第37条の6 保険業法 第300条の2、第309条 保険業法施行令 第234条 保険法 第6条、第40条、第69条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	契約者が特に希望する場合等においては、保険契約時における書面交付に代わり、電子的手段の活用を可能とするための見直しを行うべき。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	建設業法における各種手続きの電子申請化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	各種変更届（申請書類、確認書類）の申請手続きについて、電子申請が可能と思われるものについても、書面による窓口申請が義務付けられている。また、各役所間のシステムに連携がないため、同一の書類を複数の窓口へ申請することが必要な場合があるなど、申請時の手続きが煩雑となっている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建設業法 第11条 建設業法施行規則 第2条、第3条、第4条、第9条、第13条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	各種変更届の申請手続きにおいて必要となる書面のうち、電子的な手続きが可能と思われるもの（決算報告、営業所関連、役員、営業所長、経営管理責任者、営業所専任監理技術者、監理技術者等）について、電子申請化を検討。また、複数の窓口への提出が義務付けられている書類（登記されていない証明、身分証明書、登記簿謄本等）についても電子化を前提とした各役所間のシステムの連携により、提出手続きのワンストップ化を実現することが望ましい。

意見提出者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
1. 項目	著作物の私的使用範囲と放送番組のネット配信に関する制度・規制の整備について
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>ICTの進展により、エンドユーザー（消費者）の生活スタイルに合わせて好きな放送番組を好きな時に視聴できるサービス（例：オンデマンドによる過去の放送番組や録画番組のネット配信など）を実現する環境が整いつつあるが、現行の著作権法では私的使用の範囲や著作権者、著作隣接権者の範囲が不明確な場合があり、サービスの実現が困難である。</p> <p>今後、視聴スタイルに合わせた過去の放送番組や録画番組の健全なネット配信が可能になれば、エンドユーザー（消費者）のコンテンツ接触・視聴を促進する事ができ、かつ、違法流通も減ると期待でき、日本のコンテンツ制作力の維持・強化及び良質なコンテンツの創出と、ICTを用いたさらなるコンテンツ流通の好循環が期待できる。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	著作権法 第2条5項、第30条1項1号
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>これまで、いわゆるネットワーク上に録画装置を設置・管理しエンドユーザー（消費者）に私的録画と同等な機能を提供することが自動公衆送信に当たるか、提供する事業者側の支配管理がどこまで及ぶか、著作権、著作隣接権への侵害主体となり得るかなどが議論されてきた。しかしながら、既にエンドユーザー（消費者）が家庭で使っている録画機はネットワーク機能を有し、携帯電話やインターネットに接続された機器との通信によって録画予約や確認が行われ、録画された番組は録画機から携帯電話やゲーム機などに移動して視聴されている。このような時代の進展に鑑み、エンドユーザー（消費者）、著作権者、著作隣接権者、放送事業者などのステークホルダーの間で、お互いにとって望ましいネット配信サービスのあり方を議論する場を設置頂き、補償金制度も含めた著作権者、著作隣接権者への対価のあり方とともに整理し、ICTを活用した柔軟な視聴スタイルを実現するための、必要な制度・規制の見直しを実施いただきたい。実現できれば①エンドユーザー（消費者）にとっては経済的かつ効率的に、いつでもどこでも録画した番組の視聴が可能となり、②著作権者、著作隣接権者にとっては補償金も含む対価の再配分が可能となり、③放送事業者、著作権者、著作隣接権者にとっては不正複製や違法配信の排除に役立てる事も可能となる。また、将来的にはネットワーク上に録画された番組に付随するCMについても商品のプロモーション時期以降は見えなくするとか、別のCMと差し替えるといった新たな収益に結びつくような視聴方式などが再検討できると思われる。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	パブリックコメント関連資料の可読性改善
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、パブリックコメントの関連資料はPDFファイルで提示されていますが、PDFファイルは受け取り側機器に相応の性能を要求するため、旧式の機器を使用しているユーザーにとっては表示が非常に遅かったり、全く表示が不可能だったりすることがままあります。</p> <p>そのため、パブリックコメント制度のオンライン上での利用そのものが困難になっています。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	—
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>パブリックコメント関連資料を、PDFより可読性の高いTXTファイル、HTMLファイル、及び（画像に関しては）JPGファイルなどにすることを提案します。</p>

意見提出者	(社) デジタルメディア協会
1. 項目	認定機器構成部品の変更に伴う再認定作業の簡素化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	たとえば、携帯電話・無線LAN端末などは、出荷にあたって技術基準適合認証を受ける必要がある。この認証は、現在は、機器の構成部品が少しでも変更されると、新規に取得する必要がある。このため、使用部品の製造中止による代替品使用や、コストダウン目的のための代替品使用という、機器の性能には全く影響しない部品変更でも再認証を必要とされ、開発工数の増大、新規開発へ向けるべき開発リソースの消耗などにより、機動的な技術開発・商品開発に対して好ましくない影響を与えている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	ー
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	認証対象機器の本質的性能に盛況を与えない構成部品の変更に對しては、簡単な書類審査だけで形式認定を与えるようにすすのが望ましい。

意見提出者	個人
1. 項目	出会い系サイト規制
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（以下、出会い系サイト規制法と表記）は、どんな交流サイトであっても人が出会えることから、全く意味のないものであると言えます。事実、2009年に児童の被害があったサイト上位10サイトのうち、7つのサイトが健全認定されました。</p> <p>http://mainichi.jp/select/jiken/news/20100819k0000m040129000c.html</p> <p>また、2009年2月に警察庁が大手交流サイトに書き込み削除を要請しており、これは事実上の検閲に当たります。</p> <p>定義の曖昧さを含めて悪用が可能であることも問題です。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」を白紙に戻す。

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	フィルタリングの義務化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律や、東京と青少年の健全な育成に関する条例において、携帯電話のフィルタリング使用の義務化がなされていますが、これには問題があります。</p> <p>義務化されることにより、違反したものを罰することができる、つまり、警察などに調査する権利が生まれることを意味します。</p> <p>消費者やインターネット企業などから反対の声が多数上がったにも関わらず強引に義務化が決まったことを、強く遺憾に思います。</p> <p>フィルタリングのアドレスリストを管理する団体には、純然たる公平性と透明性が必要です。しかしながら、義務化してしまうと公権力との結びつきがどうしても生まれ、公平性を保つことは不可能です。</p> <p>特に問題のないサイトがフィルタリングされた場合、青少年の知る権利を奪うことにもなります。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律</p> <p>東京と青少年の健全な育成に関する条例</p> <p>その他の地方自治体における、同様の青少年健全育成条例</p>
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律を撤廃する。</p> <p>国から地方自治体へ是正命令を出す。</p>

意見提出者	個人
-------	----

1. 項目	児童ポルノ規制、サイトブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>サイトブロッキングについては、前述のフィルタリング義務化についてと同様、アドレスリスト管理団体の公平性、透明性の保持が不可能であるため、前述の文章をご参照下さい。</p> <p>加えてブロッキングにおいては、誰も見ることができないことから検閲とほぼ同然であると言えます。なぜブロックされたかが誰にも確かめられないため、悪用が可能であることも問題です。</p> <p>以前からこういった指摘があったにも関わらずブロッキングが強行的に決定されたことは甚だ遺憾です。</p> <p>また、児童ポルノの規制に関して、単純所持罪の導入には強く反対致します。</p> <p>海外では冤罪がすでに起きており、冤罪被害者の中には自殺したものもいます。罪のない家庭を破壊し、その家の子供を不幸に陥れては本末転倒です。</p> <p>実在の被害者のいない創作物を児童ポルノとするのも問題があります。スイスの調査では児童ポルノは犯罪の増加につながらないという結果が出ており、 http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract</p> <p>また、ハーバード大の心理学研究で暴力的ゲームが子供に影響がないとされており、 http://japan.cnet.com/marketing/story/0,3800080523,20373140,00.htm</p> <p>創作物が児童に悪影響を及ぼすという科学的根拠はありません。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ブロッキングを撤廃し、いかなる状況でも使わない。</p> <p>児童ポルノの単純所持を犯罪に含めない。</p> <p>創作物は児童ポルノに一切含めない。</p>

意見提出者	個人
1. 項目	インターネット・ホットラインセンター 日本ガーディアン・エンジェルス 日本ユニセフ協会
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	インターネット・ホットラインセンターは、民間団体にも関わらず実質検閲と同じ事を行っています。 日本ガーディアン・エンジェルスは、同じく民間団体にも関わらず警察の下請け組織のような状態です。 日本ユニセフ協会は、創作物を児童ポルノに含めようと躍起になっていますが、前述のように創作物は児童ポルノに含めるべきでなく、今のところICT利活用を阻害していると言えます。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	インターネット・ホットラインセンターを廃止する。 日本ガーディアン・エンジェルスへの警察からの委託業務を廃止する。 日本ユニセフ協会の公益法人の認定を取り消し、今後も公益認定を行わない。

意見提出者	個人
1. 項目	ブロッキング
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	これから実行するものですが、実行が決まっているブロッキングについては、オーバーストッキングの問題がぬぐえない上、児童ポルノであるかどうかを判断する団体に憲法をぞんざいに扱う強硬な警察や特定の宗教団体の息がかかっており、このような「表向きの半官半民団体」では中立性が一切担保されず、恣意的な運用を招くことが明白である。言論・表現の自由を脅かす危険性が高い。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	内閣府の児童ポルノ排除総合対策を参照
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	インターネットホットラインのような、実質的な警察の下部組織を利用せず、中立性を担保せよ。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	電子行政推進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	「国と地方の対等」を背景とした、国民本位の電子行政共通プラットフォーム化。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	自治体の共通業務化・コード体系共通化（外字登録など含む）と、自治体個々の差別化を誘導し得る、スマートクラウドなどの電子行政共通プラットフォームの促進。 全自治体に共通する業務をコアとし、また自治体個々の特徴を出し得るオープンAPIなどを提供する、国民本位の共通プラットフォームが望まれる。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	3次元空間情報の利活用促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	3次元空間情報の未体系化と、データ未整備（新基準点の検討等、各種課題含む）。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	3次元空間情報の体系化整備と、データベース整備。 3次元空間情報が我が国に整備されると、地図等、今までの2次元情報の利活用シーンに加え、広範囲な利用シーンが考えられる。ICT分野での新たな利活用は勿論、建設業、防災、防犯、安心・安全など、国民生活に密接に影響を与え得るものである。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	IDの体系化と、関連情報の整備化推進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>IDが体系化されていないことによる情報化未整備。特に、以下分野での促進が望まれる。</p> <p>場合によっては国際標準化のスキームも視野とする必要が有る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国内物流及び国際物流（貨物など） ② 自動車
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ID体系の標準化及びIDに紐付く関連情報を、動的且つ時系列的に、データベース化し、それら情報を(場合によってはオープンに)提供するプラットフォームが望まれる。また、国際的な協調を必要とするID種は、対象物の特徴上、国際標準を視野にいれた取組みが必須であり、日本の国際競争力強化を図る上でも重要。</p>

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	文書、届出書等の電子署名の普及
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	e 文書法により電子文書の保存が認められている。また、電子署名は電子署名及び認証業務に関する法律により制度化されているが、手続きの煩わしさなどにより、商取引、私文書、届出書等で、原本への署名、押印および保存が行なわれている。電子署名を簡易化することで、手続きの簡略化、書類管理コストの軽減、さらに文書の電子化によるセキュリティ向上がはかれる。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電子署名及び認証業務に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	電子署名を簡易化し、認印のような手続きに電子署名を適用する。また、電子署名による文書および届出書作成の手続き手順を、広く国民に周知して、文書の電子化の有効性の浸透と普及促進を推進する。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	電子行政システムの浸透及び一層の活用のための民間 IC カードインフラと公的 IC カードインフラとの統合化
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>民間では IC カードインフラの整備が進み、国民だれもが、あらゆる場所で、電子マネーを始めとした IC カード・IC チップ搭載携帯電話を利用することができる。</p> <p>一方で、住基カードをベースとした現在の電子行政サービスは利活用の遅れが顕著（各行政機関において 92%の手続が、オンラインにより申請・届出等を行うことが可能となっているが、その利用率は 34.1%。平成 21 年 8 月総務省発表）であるが、住基カードは、すでに普及した民間の IT インフラとは互換性がないため、国民は電子行政サービスの利用のみのために別規格の IC カード対応機器を購入する必要があり、その初期設定も煩雑となっている。国民本人の証明を行う公的 IC カードの扱いにくさが電子行政サービスの利活用促進の妨げになっていると考えられる。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<p>電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行規則 公的分野における IC カードの普及に関する関係府省連絡会議 申し合わせ (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/others/iccard.html)</p>
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>新政権では、電子行政の遅れを取り戻すため、国民 ID 制度を基軸とした環境整備を進めようとしているが、その基盤となる IC カードインフラにおいては、国民誰もが、いつでもどこでも電子行政にアクセスできる環境を実現するためにも、現状の公的分野の IC カード規格を改め、すでに民間で普及が進んでいる IC カード規格を併用するなど、民間インフラを積極的に活用することが必要と考える。</p>

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	コンテナ型データセンターの活用促進
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>コンテナ型データセンターは、建築基準法上「建築物」に該当する可能性が高いといわれている。この場合、設置場所に基礎を設ける必要がある、容易に移動が出来ないなど、本来のコンテナ型の特性を生かせない規制が課せられる。</p> <p>また、消防法の規制で消火設備などの設置が必要で、これらがクラウドサービスの提供コストに転嫁される可能性もある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	建築基準法、消防法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>これらの規制を緩和し、コンテナ型データセンターの設置を容易に行えるようにすることで、クラウドコンピューティングサービスの普及を加速させることが可能になると考える。</p> <p>現状、構造改革特別特区にコンテナ型データセンターの設置を提案する動きがあるが、まだ特区に限られている。特区以外への拡大を加速させることが重要と考える。</p>

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	医療機器分野における「デバイスラグ」の解消
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>我が国の医療機器の審査基準は欧米に比べ厳しく、海外で安全性が確認されても、国内で承認されるための治験が必要となること等から、欧米に比べ医療機器が承認されるまでの期間が長い状況にある。医療機器の技術革新スピードは速いが、承認に時間を要するため、欧米で使われている医療機器の半分程しか日本で導入されておらず、また医療機器メーカーは、日本市場のために古い機種を小ロットで生産しなければならないことから、グローバルに展開される市場のスケールメリットが得られず、医療機器の価格が欧米と比べて高い状況にある。</p> <p>今後、医療機器のICT化が加速することが予想される中、現状の承認スキームのままでは、医療分野のICT化の利活用を阻む可能性がある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	薬事法
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医療機器の承認プロセスを短縮するため、外国臨床試験データの受け入れを進め相互承認協定を拡大する等、国際基準との整合化を図ることが求められる。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	慢性医療をはじめとした対面診療の原則の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	対面診療を前提としない遠隔医療は、医療の地域格差の解消や医療コストの削減等、国民の安心・安全を向上させる有用な手段といえる。特に慢性医療の分野における定期的な視診や問診等については、ICT を活用した遠隔医療への置き換えが可能だが、現状の医療制度においては、対面診療の原則、遠隔医療の診療報酬基準が定まっていないことから普及が進んでいない状況にある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	医師法第20条 診療報酬
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	近年の医療機器、ICT 機器の高性能化によって、技術的には、質が高く安全性も確保した遠隔医療が可能となり、これまでも多くの実証実験が行なわれてきた。医師不足や医療費の増加、医療の地域格差といった問題を打開するためにも、特に慢性医療等の特定医療分野においては、遠隔医療への移行を積極的に進めるべきであり、これまでの実証実験を評価した上で、対面診療の原則や診療報酬制度について、時代に合った形への見直しを早急に行うべきである。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	特定健診の保健指導における ICT を活用した遠隔面談の実現
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>2008 年より特定健診・特定保健指導が始まったが、保健指導の資格を持つ医師や保健師などは地理的に偏在しており、とくに保健指導の実施者が不足している地域においては、直接面談を受けることが難しい場合が存在する。</p> <p>高画質・高音質で、双方向で画像を送ったり線や絵を描いたりしてコミュニケーションを図ることが可能な遠隔面談システムは質の高い保健指導を効率的に実施することができるが、①初回面談においては遠隔面談が認められておらず、また、②初回面談以降の継続支援においては、遠隔面談は直接面談ではなく電話面談と同等のポイントとされていることが一因となり、現在の制度の下では、特定健診・特定保健指導において ICT を活用した質の高い遠隔面談の推進が阻害されている。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成 19 年厚生労働省令第 157 号) 第 7 条及び第 8 条
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>①初回面談における遠隔面談の実施、②初回面談以降の継続支援において遠隔面談と直接面談を同等のポイントとすることで、ICT を活用した遠隔面談を直接面談と同等の措置として認めて頂きたい。</p> <p>また、政府では今後、実証・検証を行うとのことだが、既に民間では試行が進んでいるところであり、これらの取り組みを活かしたうえで実証・検証が進められることを期待する。</p>

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	処方せんの電子化と制度運用の実施
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	電子化された処方せんを IC カード型保険証に格納し授受することで、医療・薬剤分野における業務の効率化が見込まれるが、現状では、院外処方せんは「民間事業者等が行なう書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法)の適用対象外とされている。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について(平成17年3月31日医政発第0331009号、薬食発第0331020号、保発第0331005号)
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	医療・薬剤分野における業務の効率化を推進するためにも、院外処方せんの電子化の実現に向け、早急に検討すべきである。 なお、医療情報ネットワーク基盤検討会が2008年7月にまとめた「処方せんの電子化について」においても、「処方せん電子化の実施が今後とも困難であるとする結論にはならない」、「真に有益な処方せんの電子化の実現に向けて、より詳細な検討を行っていくことが必要」とされており、実現にむけて早急な検討が求められる。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	救急車と医療機関を結ぶ救急・救命映像システムの導入加速化
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>救急医療の現場等で、救急隊員と医療機関のコミュニケーションには音声通話が主流であり、音声のみによるコミュニケーションでは、伝達できる情報に限界があるため、患者の症状や緊急度が必ずしも的確に伝わるとは言えない。また、1対1のコミュニケーションに限定されることから受け入れ可能な病院が見つかるまでに多くの時間を要している場合がある。</p> <p>救急車から患者の容態を表す映像・音声情報をブロードキャストで配信すれば、複数の医療機関で患者の受け入れ可否を適切に判断でき、緊急度に応じたマッチングや、受け入れ時間の短縮、また搬送時における救急医療行為への適切なアドバイスが可能となる。</p> <p>これらのシステムの導入においては、映像を安定的に送れる無線通信システムが無く、また、関係省庁が複数にまたがることから一元的な対応を行うことが難しく、救急・救命分野の ICT 利活用が進んでいない状況にある。</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>救急・救命医療の改善は喫緊の問題であり、ライフイノベーションの具現化例のひとつとして、省庁の枠組みを超え、早急に検討を実施すべきである。尚、映像を送るシステムとして地デジ移行後の空き周波数を利用した公共ブロードバンド無線通信システムの利活用もひとつの方法と考える。</p>

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	学校教育における ICT 利活用の促進
2. 既存の制度・規制等によって ICT 利活用が阻害されている事例・状況	<p>学校教育において、学力向上等に対する ICT 利活用の効果は明らかになっており、諸外国ではそれを前提として国家戦略による教育の情報化が進められている一方で、我が国では教育における ICT 利活用を推進する根拠法も無く、また制度・環境面の整備も不十分で学校毎の環境格差も大きい。（ある学校では教室における PC、高速 LAN 整備に加えて電子黒板等のツールも整っているが、別の学校ではそれらがほとんど整備されておらず子供達が ICT にアクセスできない環境にある）</p>
3. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における ICT 利活用を推進する根拠法が存在しない ・教員養成段階における ICT 利活用教育や、教員への ICT 研修の未整備（現在の教員免許取得過程及び教員採用試験等においても、ICT 利活用スキルは問われない） ・学校での ICT 環境の未整備
4. ICT 利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・まず「ICT 教育振興法（仮称）」を制定し、教育における ICT 利活用の促進を国家方針として位置づけるべき。 ・①教員養成過程（大学等）での ICT 活用の推進 ②学校現場における ICT 環境の整備 ③現教員への ICT 利活用研修制度等の完備 <p>等を上記 ICT 教育振興法に則って一体的に進め、学校間での ICT 利活用環境を高水準の学校にレベルを合わせて格差を払拭すべき。</p>

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	テレワークの普及拡大に向けた自治体での取り組み加速
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・政府としてテレワーク推進を打ち出している一方で、省庁及び地方自治体におけるテレワークが、サービス規程（勤務場所等に係る規定）その他の理由によって進んでいない。 ・各地域の自治体が自らテレワークの取り組みを加速することは、特に中小企業等のテレワーク拡大に向けた普及啓発面で大きな影響があるため、ぜひ自治体におけるテレワークを加速し、災害時対応を含めた住民サービス向上にもつなげていく必要がある。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員については、「現行制度下でのテレワーク実施に関する考え方（指針）」（平成16年7月6日 人事院・総務省）によって勤務時間・場所や執務管理のあり方について一定の整理がなされているが、地方公務員においてはそのような整理がなされていない ・また、国家公務員については「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」報告書（人事院）で今後必要な対応（人事評価の在り方等）についてまとめられているが、その後具体的な検討が進められていない
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員及び地方公務員等のテレワーク推進も含めて「テレワーク振興法（仮称）」を制定する中でその必要性を位置づけた上で、上記3. に挙げたような課題と今後の対応を整理していくとともに、各自治体等における推進状況を定期的に公開することが必要。 ・その上で、例えば各自治体の公務員宿舎にテレワークスペースを設けるなどICT環境の整備も並行して進めることで、災害時などの公共サービス継続にも大きく資することができる。

意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
1. 項目	育児休業中の在宅勤務の拡大に向けた育児休業給付金の柔軟な支給
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業中のスキル維持、休業からのスムーズな業務復帰支援という観点から、育児休業中の在宅勤務（特定の業務を、育児を行いながら、可能な範囲で実施すること）は非常に有効である。 ・育児休業中の従業員は、育児休業基本給付金として月給の30%（休業開始時賃金日額×支給日数の30%）が支給される。しかし、育児休業中に在宅勤務を行った場合（例えば、1日2時間程度を週3回/月12回）には、職場復帰とみなされ当該給付金が支給されなくなる。そのため、育児休業中の女性による在宅勤務等のテレワークが進まない。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険法第六十一条の四
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	休業中の従業員に対して事業主から賃金が支払われた場合には、当該賃金と育児休業基本給付金を加えて月給の80%（休業開始時賃金日額×支給日数の80%）までの支給が認められており（雇用保険法第六十一条の四第5項）、在宅勤務を行った場合にも本規定を適用して事業主からの賃金と育児休業基本給付金とを受給できるようにすべき。